(仮称)やまと芸術文化ホール基本構想骨子(案) 〔検討資料〕

(仮称)やまと芸術文化ホール基本構想(案)〔検討資料〕 目次

1		. 基本構想の策定にあたって ・・・・・・・・・・・・・・・									1
		1)はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									1
(2	2 全国の芸術文化活動を取り巻く状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•		•	•	•	•	•	2
2		. 芸術文化ホールの必要性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					•				10
		1)大和市の概況について ・・・・・・・・・・・・・・・									10
-		2) 大和市の芸術文化環境 ・・・・・・・・・・・・・・・									12
ì	3	3)市内芸術文化関連施設の状況・・・・・・・・・・・・・・・									14
		4) 文化芸術振興の必要性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									15
•											10
3		. ホールの基本コンセプト ・・・・・・・・・・・・・・・・	•		•		•	•	•	•	17
(1	1)果たすべき役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		• •	•	• •	•	•	•	•	17
(2	2)持つべき機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	• •	•		•	•	•	•	17
1		. 施設計画及び建設候補地の検討 ・・・・・・・・・・・・・・									19
4	1	1)施設の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					•	•	•	•	19
(1	2)部門計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	• •	•	•	•	•	•	•	20
(2	2)部门計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3)立地条件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	• •	•	•	•	•	•	•	
(3	3) 単地余件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	• •	•	•	•	•	•	•	20
(4	4)施設を計画するうえで配慮すべき事項・・・・・・・・・・	• •	• •	•	•	•	•	•	•	20
(5	5)ホール計画案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	• •	•	•	•	•	•	•	21
(6	6)施設規模 •••••••	•	• •	•	•	•	•	•	•	24
(7	7)建設候補地の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	• •	•	•	•	•	•	•	26
5		. 整備方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•					•			32
		1)整備手法の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									32
`											
6		.事業方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		• •	•	•	•	•	•	•	34
(1	1)開館に先駆けた「理解を得る活動」の実施・・・・・・・・・	•	• •	•	• •	•	•	•	•	35
(2	2)市民がプロの創作活動に触れられる仕組みづくり ・・・・・・・	• •	•	• •	•	•	•	•	•	35
7		. 管理運営計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							_		38
		. 自住連合計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1) 組織計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									38
-											30 43
-		,									
(3	3) 収支計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	• •	•	•	•	•	•	•	43
8	.5	.実現のためのプロセス(基本計画策定までのスケジュール案)・・・・				•	•	•	•	•	44
_											
9		.市民参加の必要性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									44
		1)市民参加の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	• •	• •	•	•	•	•	•	44
(2	2)行政との役割分担 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									45
		3)計画段階からの市民参加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	• •	• •	•	•	•	•	•	45
-		4)継続的な市民参加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									45
(5	5)開かれた市民参加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	• •	•	•	•	•	•	•	45
1	0	0.資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								•	46
-	_	- · > 1 1 mm									

1. 基本構想の策定にあたって

(1)はじめに

芸術文化への取り組み

- A)過去から現在までの取り組み
 - ・市内では、多くの市民が音楽、演劇などの芸術文化に関心を持ち、積極的に活動しています。
 - ・市としても、こうした活動に対し、発表の機会や場を提供し、手軽に芸術文化に触れ合うための環境づくりを進めてきました。
 - ・現在、市民の芸術文化活動を支える中心的な施設としては、生涯学習センターホールや保健 福祉センターホールがありますが、これらのホールは老朽化などにより、芸術文化に対する 高いニーズに充分応えられていない状況にあります。

B)社会的背景

- ・成熟社会と言われている現代は、心の豊かさを重視する時代であります。
- ・また、市民の価値観が多様化し、生活の質の向上や魅力あるまちづくりへの関心が高まる中、 今後、市としては、まちの魅力を創出するうえで大切な要素となる芸術文化をまちづくりに いかに取り込んでいくのかが重要な課題となっています。
- C)ホール建設の目的・求められる姿・本構想の意義
 - ・上記のような状況を踏まえ、第8次総合計画が掲げる基本目標の「豊かな心を育むまち」を 実現するため、多彩な芸術文化活動に対応し、地域に根ざした芸術文化を育み、さらには、 地域社会や地域経済の活性化にも貢献できる新たな芸術文化の拠点施設の検討を進めるも のであります。
 - ・ただし、音楽や演劇などの芸術文化は、ホールなどの限られた空間だけで享受されるものではなく、すべての市民が、日常生活の中で、触れ合えるものであることを念頭に置くべきであります。市としては、市民が身近に芸術文化に触れ合うことができる環境づくりに取り組み、芸術文化の振興と普及を図っていくことが大切であると考えます。

これまでの検討経過

【第1期】

昭和63年 3月 文化に関する大和市民意向調査(20歳以上の市民3,000人対象)

- ・市民が建設してほしい文化施設を調査
- ・「大ホールのある多目的利用の文化センター」が第1位となる。

平成 2年 5月 基礎調査報告書(第1次)

- ・神奈川県内におけるホールの現況と動向
- ・ホール建設を計画するにあたって、検討すべき点の整理
- ・運営等のソフト面に関しての考え方

平成 3年 5月 基礎調査報告書(第2次)

・建設計画にあたってのハード面の基礎的条件 (ホールに望まれる性格、規模、舞台、客席関連施設、施設概要、立地 条件、建設面積)

平成3年11月 生涯学習・余暇に関する大和市民意識調査(20歳以上の市民3,000人対象) ・ホールに望まれる性格、ホールの規模と形態、施設概要、立地条件を調 査

(2)全国の芸術文化活動を取り巻く状況

文化芸術振興施策

A)国の方針

【文化芸術振興基本法】平成 13 年 12 月 7 日公布

- ・ 文化芸術を創造し、享受することは憲法に定められた国民の権利であり、「文化芸術振興 基本法」では、国は文化芸術の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する ことが示されています。
- ・ 同様に、文化芸術振興基本法では、地方公共団体は、国との連携を図りつつ、自主的か つ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することが 明記されています。

【文化芸術の振興に関する基本的な方針について(答申)】 平成 14年

・ 文化芸術振興基本法の制定後、具体的なアクションプランの策定に先駆けて、平成 14年に文化審議会から文部科学省に答申された『文化芸術の振興に関する基本的な方針について(答申)』の冒頭には、審議会からの「思い」として「大地からの手紙」という文書が添えられました。答申にこういった文書が添えられることは非常に稀で、審議会の日本社会の現状に対する危機感を生々しく伝えています。

『大地からの手紙』

日本は疲れています。日本は自信をなくしています。

日本人は彷徨い続けています。

戦後,ものを作り,ものを売って高度経済成長を果たした日本は,この半世紀を爆走しながら,富の代わりに何を手放し,何を見失ってきたのでしょう。

無国籍風の若者たちが集う街では,崩れた日本語が氾濫し,乱れた性が行き交い,刹那主義 的なにぎやかさが日常の風景と化しています。

だが、楽しげに遊ぶ若者たちほど、ふと寂しげな表情を見せるのは何故でしょう。

若者たちを横目で見ながら、「昔は良かった」と嘆く大人たちの眼差しの奥に、疼くような情熱が消えずに残っているのは何故なのでしょう。

若者たちも大人たちも,日本人すべてが,人生の土台となる「熱い何か」を探して,時代と 闘っているのかもしれません。

その昔,小さなパン1個で,満たされ癒されたことはありませんか? 飽食の昨今,ご馳走を食べながら,心の空腹を感じたことはありませんか?

富を得て、日本も、日本人も、お金で買えるものを買いすぎました。

衣食足りたあとの富は,時として人間を豹変させ,礼節を忘れさせ,国の生命力さえも萎え させます。

おなかをすかせた心に尋ねてみましょう。

「欲しいものは何ですか?」「それは、この目に見えるものですか?」

狂想曲は鳴り終わりました。

立ち止まって, 青空を見上げてみませんか。

久しぶりに大地と話してみませんか。

日本は今,日本を蘇らせる「日本人の熱いちから」を待っています。

【文化芸術の振興に関する基本的な方針(第2次基本方針)】 平成19年2月

- ・「文化力」による地域づくり・国づくり
- ・ 文化芸術振興基本法、基本方針を踏まえた文化芸術の総合的振興
- 文化芸術振興の今日的意義
 - 1) 文化が経済活動において新たな需要や高い付加価値を生み出す源泉ともなっており、社会に活力をもたらす。
 - 2) 文化には人を惹きつける魅力や社会に与える影響力があり、「文化力」が「国の力」であることが世界的な認識。
- ・ 重点的な取組の方向性
 - 1) 地域文化の振興
 - 2) 子どもの文化芸術活動の充実
 - 3) 日本文化の発信及び国際文化交流の推進
 - 4) 日本の文化芸術を継承、発展、創造する人材の育成
 - 5) 文化芸術創造活動の戦略的支援

B) 神奈川県の方針

- ・ 神奈川県では平成 20 年 8 月に「神奈川県文化芸術振興条例」を制定し、県民が等しく文 化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備を図 ることとしています。
- ・ また、地域における文化芸術の振興に関して、市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、 基本理念にのっとった施策の策定及び実施に当たっては、市町村との連携に努めるととも に、市町村が行う文化芸術の振興に関する施策に必要な支援を行うとともに、市町村相互 の連携の確保に努めることが規定されています。
- ・ 神奈川県内の自治体では、川崎市(平成17年) 横須賀市(昭和60年、平成19年全 面改定)が文化芸術振興条例を制定しており、逗子市も平成22年度の制定に向けて準備 を進めている状態です。

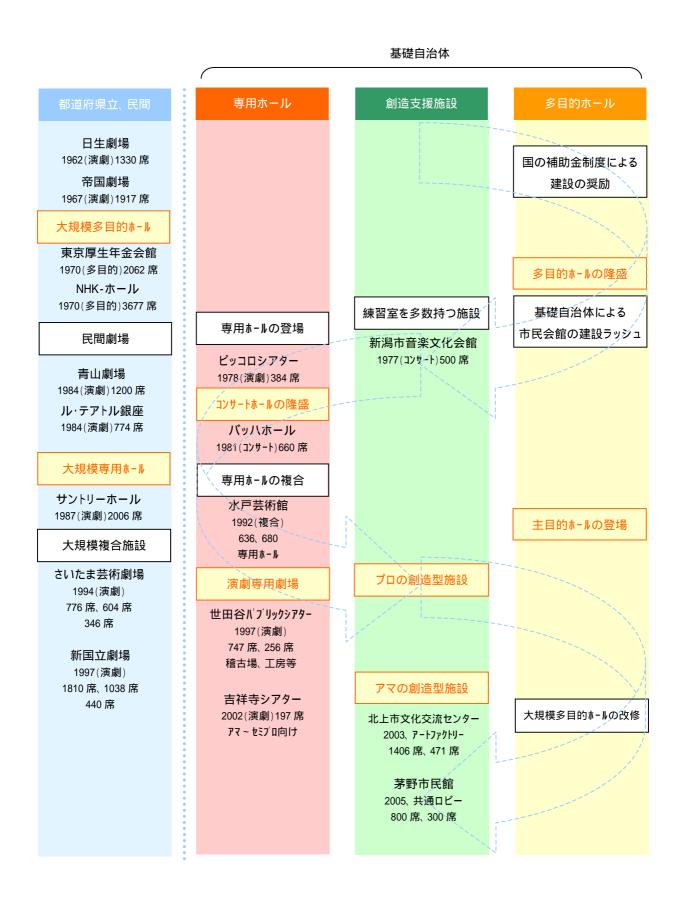
C)他の首都圏近郊の都市の方針

- ・ 東京都市部などでも、文化振興条例のみならず、具体的なアクションプランとしての「文 化振興計画」が策定されています。(八王子市など)
- ・ 各都市の学校との連携や地域が既に持つ文化資源の活用などが主な課題として掲げられ、 大学と連携して文化振興計画を作成している例も見られます。(小金井市、国立市)

D) 大和市の方針

- ・ 大和市では、平成 21 年 4 月 1 日から第 8 次総合計画をスタートし、基本目標 6 の「豊かな心を育むまち」の個別目標 2 「大和の文化を守り育てる」において、(仮称)芸術文化ホールの建設に向けた検討を進める旨を盛り込みました。
- ・ 平成 21 年度内に文化芸術振興条例を制定し、本市の文化芸術振興についての意思を明確 にする予定です。
- ・ また、条例には文化芸術振興計画の策定を位置づけ、文化芸術振興に関する施策を総合的 に推進する仕組みを整備する方針です。
- ・ 条例や計画づくりによって、本市における文化芸術振興施策を総合的に定め、ホールが単なる施設ではなく、文化芸術振興のための拠点として運営を進めていくことが必要となります。

イ) 概要表



口)概要説明

a. 多目的ホール

・60~70 年代以降、自治体を中心に多目的ホールが設置された。音響反射板等の利用で、多 演目への対応を目指したが、個々に不充分との指摘もあり、90 年代以降、一用途に秀でた主 目的ホールも登場した。現在は大規模多目的ホールを中心に改修の時期を迎えている。現在 の多目的ホールは技術の発展から、以前より高いレベルで多用途に対応している。

b. 専用ホール

・80 年代以降、施設数が増えたことや、高い性能が求められたことから専用ホールが登場し、 音楽ホールを中心に発展した。また複合施設内の 1 つに音楽ホールが配置されることも多か った。そして 90 年代に入り、演劇専用やオペラ・バレエ用のホール等も整備されている。専用 ホールは、周囲の施設との役割分担ができる状況が望ましいと考えられる。

c. 創造支援施設が充実しているホール

・創造支援施設は、専用ホールや創造型の大規模施設の中に設置され、それは主にプロの上演に付随していた。しかし現在では、市民等のアマチュアの日常的な創造活動の場として、ホールを取巻〈共用ゾーンに高い意識をもち、創造支援施設を設置している。また練習室等を積極的に見せていくなど、今までの生涯学習施設と異なるイメージを打ち出している。

d. 都道府県立、民間他

・国立、都道府県立の施設は、用途を絞ったホールとして高い性能を確保している。同時に大規模複合施設として文化芸術の核となる施設が整備されている。また、民間施設は、劇場や音楽ホール等の専用ホールを中心に整備されてきた。福祉関連の施設等では 2000 席規模の多目的ホール等も整備された。

B) 類似施設の検討

イ)人口同規模自治体事例

順		都道		15.55	設置	開館年	延床		客席数		
位	都市名	府県	人口	施設名	者	(年)	面積 (㎡)	1000 以上	400 ~ 999	399 未満	附帯施設
91	府中	東京	245,623	府中の森芸術劇場	市	1991	30,679	2027	522	520	練習室4室
				府中グリーンプラザ	市	1980	6,729		418		練習室4室
92	八戸	青森	244,700	八戸市公会堂	市	1975	9,538	1630	492		
93	寝屋川	大阪	241,816	寝屋川市立市民会館	市	1970	11,126	1203		200	
94	春日部	埼玉	204,155	春日部市民文化会館		1983	11,601	1500	401		練習室3室
95	富士	静岡	237,873	富士市文化会館	市	1993	22,674	1632	700	326	
96	草加	埼玉	236,316	草加市文化会館	市	1972	5,841	1198			
				草加市立中央公民館	市	1981	4,497			410	
97	茅ヶ崎	神奈川	228,420	茅ヶ崎市民文化会館	市	1980	8,795	1400	406		
98	松本	長野	227,627	長野県松本文化会館	県	1992	16,497	2000	746		
				松本市音楽文化ホール	市	1985	4,386		748	240	練習室3室
				まつもと市民芸術館	市	2004	17,673	1800		288	スタジオ2室
				松本市中央公民館	市	1999	5,215			180	
				松本市奈川文化センター	市	1994	2,436			300	
99	厚木	神奈川	222,403	厚木市文化会館	市	1978	11,179	1400		376	
100	大和	神奈川	221,220	大和市生涯学習センター	市	1972	5,044		601		
101	上尾	埼玉	220,232	上尾市文化センター	市	1972	8,437	1050		165	
102	宝塚	兵庫	219,862	市立文化施設ベガホール	市	1980	1,902		412		
				市立文化施設ソリオホール	市	1993	2,648			302	
103	調布	東京	216,119	調布市グリーンホール	市	1977	7,814	1301		300	
104	太田	群馬	213,299	太田市民会館	市	1969	6,961	1213			
				太田市新田文化会館	市	1996	10,762	998			
				太田市藪塚町文化ホール	市	1998	7,212		509		
105	上越	新潟	208,082	上越文化会館	市	1978	6,637	1504		170	
106	沼津	静岡	208,005	沼津市文化センター	市	1982	13,600	1516	526		
107	佐賀	佐賀	206,967	佐賀市文化会館	市	1989	18,424	1806	808		練習室3室
				佐賀市民会館	市	1966	4,814	1031			
				佐賀市立諸富町公民館	市	1985	2,040		700		
108	熊谷	埼玉	204,675	熊谷文化創造館	市	1997	9,291	1000		250	
109	伊勢崎	群馬	202,447	伊勢崎市文化会館	市	1981	11,188	1516	550		
					市	1989	3,613			374	
				伊勢崎市境総合文化センター	市	1996	5,515		708	208	
				伊勢崎市あずまホール	市	1988	1,229		496		
				伊勢崎市赤堀芸術文化プラザ	市	1990	2,581		511		
110	鳥取	鳥取	201,740	鳥取県立県民文化会館	県	1993	19,316	1990	500		練習室4室
				鳥取市民会館	市	1967	3,693	1128			
				鳥取市文化センター	市	1980	6,104		508		練習室3室

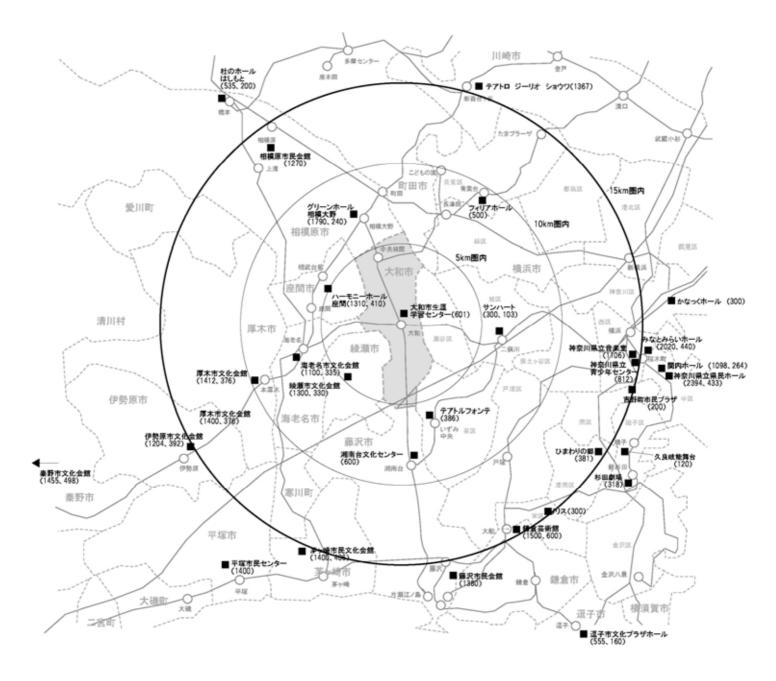
...移動席

口)神奈川県内施設事例

順		都道			設置	開館年	延床		客席数		
位	都市名	府県	人口	施設名	者	(年)	面積 (㎡)	1000 以上	400 ~ 999	399 未満	附帯施設
100	大和	神奈川	221,220	大和市生涯学習センター	市	1972	5,044		601		
20	相模原		667,740	相模原市民会館	市	1965	6,918	1270			
				相模原南市民ホール	市	1983	7,525			390	
				グリーンホール相模大野	市	1990	22,237	1790		280	
				杜のホールはしもと	市	2001	9,601		535	200	
194	座間	神奈川	128,174	ハーモニーホール座間	市	1995	17,404	1310	410		練習室2室
326	綾瀬	神奈川	81,767	綾瀬市文化会館	市	1981	6,348	1300		330	
209	海老名	神奈川	123,764	海老名市文化会館	市	1980	9,200	1100		333	練習室4室
99	厚木	神奈川	222,403	厚木市文化会館	市	1978	11,179	1400		376	
261	伊勢原	神奈川	100,579	伊勢原市文化会館	市	1980	7,081	1204		392	練習室4室
142	秦野	神奈川	168,317	秦野市文化会館	市	1980	8,250	1455		498	練習室3室
579	南足柄	神奈川	44,134	南足柄市文化会館	市	1992	8,206	1110		516	
114	小田原	神奈川	198,741	小田原市民会館	市	1962	8,714	1095		300	
87	平塚	神奈川	258,958	平塚市民センター	市	1962	5,085	1400			
				平塚中央公民館	市	1982	6,722		701	250	
97	茅ヶ崎	神奈川	228,420	茅ヶ崎市民文化会館	市	1980	8,795	1400	406		
45	藤沢	神奈川	396,014	藤沢市民会館	市	1968	10,589	1380			
				藤沢市湘南台文化センター	市	1990	3,417		600		
136	鎌倉	神奈川	171,158	鎌倉芸術館	市	1993	21,509	1500	600		練習室3室
460	逗子	神奈川	58,033	逗子文化プラザ	市	2005	8,630		555	160	
38	横須賀	神奈川	426,178	横須賀市文化会館	市	1965	9,153	1204		250	
				横須賀芸術劇場	市	1993	23,339	1800	574		
1	横浜	神奈川	3,579,628	神奈川県立県民ホール	県	1975	28,476	2394	433		
				神奈川県立音楽堂	県	1954	3,700	1106			
				神奈川県立青少年センター	県	1962	9,067	812			
				横浜みなとみらいホール	市	1997	18,688	2020	440		
				横浜能楽堂	市	1996	5,696		481		
				横浜市教育文化ホール	市	1974	21,025		524		
				横浜市関内ホール	市	1986	10,098	1098		264	
8	川崎	神奈川	1,327,011	川崎市教育文化会館	市	1966	15,138	1961			
				ミューザ川崎	市	2004	114,344	1987			
				川崎市立労働会館	市	1981	10,108		762		
				川崎市総合福祉センター	市	1990	8,419		923		
				川崎市幸市民館	市	1980	6,073		840		
				川崎市高津市民館	市	1997	8,373		700		
				川崎市麻生市民館	市	1985	3,719	1010			図書館と複合
				川崎市宮前市民館	市	1985	8,592		900		
				川崎市多摩市民館	市	1997	27,871		908		

....移動席

八)神奈川県内施設分布図



2. 芸術文化ホールの必要性

(1)大和市の概況について

沿革

明治24年(1891年) 9月 大和村誕生。(鶴見村から村名改称)

昭和19年(1944年)11月 大和町 町制施行。

昭和30年(1955年) 4月 大和町・渋谷村の合併。

昭和34年(1959年) 2月1日 大和市 市制施行 県下14番目。

平成21年(2009年) 市制50周年

平成12年(2000年)11月1日 特例市へ移行。

地勢

- ・ 神奈川県のほぼ中央で、都心から40km圏内に位置。
- 南北に細長く、起伏が少ない地形。東西に2つの河川(境川、引地川)。
- ・ 面積は27.06km²とコンパクトな都市。(東西3.22km 南北9.79km) 海抜は市役所の位置で71m。(最高90m 最低30m)
- ・ 交通の利便性に恵まれ、ほぼ全市域が鉄道駅からの徒歩圏内。

私鉄3線8駅

(相模鉄道本線、小田急江ノ島線、東急田園都市線)

大和駅と中央林間駅は、私鉄2線が交差しているターミナル駅。

国道3線(16号、246号、467号)

県道4線(40号横浜厚木線、45号丸子中山茅ヶ崎線、50号座間大和線、56号目黒町町田線)

人口

A)総人口 ~ 平成21年1月1日現在(国勢調査ベース)

総数 224,506人 (男 113,272人 女 111,234人)

世帯 95,212世帯 1世帯当り2.36人(核家族化が進行。)

人口密度 8,297人/平方キロ (川崎・横浜に次いで県内3位、横浜市とほぼ同じ。)

B)年齢別人口 ~ 平成21年1月1日現在(住民基本台帳から)

年少人口 0~14歳 30,413人(13.8%)

生産年齢人口 15~64歳 152,502人(68.1%)

高齢者人口 65歳以上 40,121人(18.1%)

神奈川県の主要統計から抽出

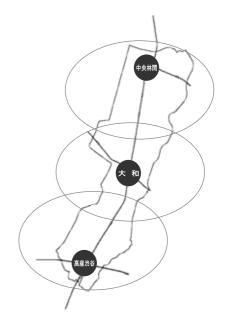
- 面積は、県全体(2,414.01km²)の1.12%に過ぎないが、人口は、県全体(8,965,954人)の2.51%を占めています。
- ・ 総人口のピークは、平成30年(2018年)に23.4万人と予測している。神奈川県 の中位推計では、県全体のピークを平成31年(2019年)としています。
- ・ 高齢社会に突入しており、今後、少子高齢化の傾向は、ますます強まるが、現時点では、 横浜市や三浦半島、湘南各市と比べると人口構成は若い状況にあります。
- ・ 世帯数は、人口の伸びに合わせ暫増しているが、一世帯あたりの人員は2.36人であり、 川崎、横浜に次いで、核家族化、単身世帯化が進んでいます。
- ・ 年間の自然増減、社会増減はともに、県内では平均的な数字だが、長期にわたる定住割合 は、どちらかというと高くない状況にあります。

- ・ 人口密度は、川崎市、横浜市に次いで第3位であり、時点では横浜市を上回ることもあります。
- ・ 外国人の登録者数は、人口に対する比率では2.91%、綾瀬市に次いで第2位となり、 外国人の割合が多い都市です。

3つのまち

A)北のまち(中央林間、つきみ野、南林間、鶴間)

- ・ 市北部の中央林間、南林間地区は、大正の末期から昭和 の初期にかけて開発された住宅地。
- ・ 今でも当時の街路がほぼそのまま残り、我が国の都市 計画の歴史的遺産である林間都市開発の面影を強く残 しています。
- ・ 新しく整備されたつきみ野の住宅地も加え、この地域 は基盤の整った緑の間に広がる良好な住環境を保ってい ます。
- ・ 下鶴間地区では、遺跡や近世の宿場、古くからの集落な ど多くの歴史的遺産があり文化の香り高い地区です。



B)中央のまち(大和、相模大塚、桜ヶ丘)

- ・ 市中部の大和、相模大塚地区は昭和初期の軍都計画に基 づいて市街地整備が進められました。
- 大和駅周辺では、戦後から高度成長期に商業の集積が進み、本市の核的な存在である。
- ・ 同じ時期に深見地区では工業の立地が盛んに行われ、本市商工業の中心地となっている。
- ・ 桜ヶ丘地区では大規模な住宅地形成のための土地区画整理も行われ、良好な住宅地が形成 されています。
- ・ 相模大塚地区には引地川の水源を抱える泉の森、その東には中央の森、桜ヶ丘の東には久 田の森と6つの森の内の3つを有しています。

C)南のまち(高座渋谷)

- ・ 市南部の高座渋谷地区の中心部は、現在、土地区画整理事業が進められています。
- ・ 高座渋谷地区は、鉄道が走り住宅地が広がる台地と、そこから坂道で結ばれる引地川、境 川が作りだした谷地には斜面地や農地がたくさん残っており、緑豊かな生活の地となって います。

厚木基地

- ・ 約507万平方メートルの広大な敷地を有する厚木基地は、大和市の南西部に位置し、本市及び綾瀬市、海老名市の3市にまたがって所在しています。
- ・ 厚木基地の滑走路は本市側にあり、さらに滑走路北側の延長線上には、本市の中でも特に 住宅が密集する地域が広がっています。
- ・ 前述の3市に加えて、厚木基地周辺には横浜市、藤沢市、相模原市、座間市、東京都町田 市などが所在しており、各市とも過密化した市街地を形成しています。
- ・ 国によれば、厚木基地周辺人口は240万人とのことであり、このような中に所在する厚木基地は、全国に類例のない「人口過密都市の中にある軍用飛行場」として、基地周辺住民のみならず、広域にわたる多くの人々に対し、航空機騒音や事故の不安等を与え、その

日常生活に様々な影響を及ぼしています。

(2) 大和市の芸術文化環境

市内の芸術文化活動の現状と課題

- ・ 生涯学習活動は社会教育法において「青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動」 として位置づけられ、主に公民館を拠点に行われてきました。市としては特に、市民の自発 的な活動の場を用意し、顕彰・支援・施設整備・大会や教室の開催に取り組んできました。
- ・ 生涯学習活動を行う年代層は主に30代以上を中心に構成されており、若年層をカバーできない現状がうかがえます。
- ・ 若年層の文化活動は主に学校の部活動を中心に行われていますが、市内の学校部活動における文化系部活動は、部数・部員数共に少ないことが調査から判明しています。
- ・ また、インターネット等の様々なテクノロジーの発展に伴い、若い年代層の興味は多様化してきています。同時に、若年層がそれらに夢中になることが及ぼす様々な影響が危惧されています。
- ・ 近年の政策としての芸術文化振興への取り組みの背景として挙げられるのは、「心」の問題で す。具体的には、凶悪犯罪や青少年犯罪の増加、心の病気などの諸問題です。
- ・ 身体の健やかさを育むスポーツのみならず、今後、心の健やかさを育む文化の領域において も、市が直接関与していくことが重要な課題といえます。
- ・ 具体的には、自ら生涯学習活動に取り組む手前である若年層や、生涯学習活動を行っていない市民、既に生涯学習活動を行いながらレベルアップを望む市民など、幅広い市民が、良質の芸術文化に触れる機会が必要と考えます。
- ・ 良質の芸術文化に触れることとは、プロの演奏や演技、創り出す作品を体験すること、そして感動をすることです。そして、感動を市民同士が共有することは、市民生活全体に潤いを もたらし、「クオリティ・オブ・ライフ」 の向上に繋がります。

「クオリティ・オブ・ライフ」 人々の生活を物質的な面から量的にのみとらえるのではな〈,精神的な豊かさや満足度も含めて,質的にとらえる考え方。医療や福祉の分野で重視されている。生活の質。生命の質。QOL。(「goo辞書」より)

芸術文化関係団体

イ) 大和市音楽家協会(平成6年設立 会員数 83名)

- ・大和市を中心とした音楽家有志により、より良い音楽活動と市の文化向上に寄与すること を目的に設立。
- ・地域の方々に気軽に楽しんでもらえる内容のコンサートを主眼に、創立以来数多くの演奏 会、イベント出演などを行っています。

口) 大和市合唱連盟(平成2年設立 加盟団体数 9団体)

- ・大和市にある合唱関係者を統合し、合唱音楽の向上発展に努めることを目的に設立。
- ・市民合唱祭や市民芸術祭の参加、ヴォイストレーニングなどの活動を行っています。

八) 大和市文化連盟(昭和31年設立 加盟団体数 21団体)

- ・大和市内の芸術文化団体の活動を発展させ、文化の向上並びに社会福祉に貢献することを 目的に発足。
- ・県文化振興大会への参加や芸術文化発表会などを開催しています。

二)大和美術協会(平成12年設立 会員数 29名)

- ・美術の向上と文化の発展を目指し、市内在住のアマチュア作家が中心となって結成。
- ・大和展や大美展を開催しています。

芸術文化に関する事業の状況

A) 文化祭

・一般市民を中心に日頃の芸術・文化活動の発表の場を作り、その知識・技術の向上と市民の 文化への意識の高揚と普及を図ることを目的に開催しています。

イ) 一般公募展

:市民から募集した書・絵画・写真の3部門 の作品を展示。

口) 市民芸術祭

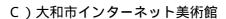
:市内を中心に活動する芸術文化団体等が、 共同で一つの芸術作品を発表。

八) 芸術文化団体発表会

:市内を中心に活動する芸術文化団体が、 約3ヶ月にわたり、それぞれ発表会を開催。

B)やまとコミュニティ音楽館

・市民に身近な場所であるコミュニティセンター で質の高い音楽鑑賞ができる機会を提供する ことを目的に、大和市音楽家協会員の協力を得 て実施しています。



- ・市内の芸術文化振興を目的に、インターネット を利用した美術情報提供サイトを運営しています。
- ・市所蔵美術品、アトリエ訪問、大和市文化祭、サークル紹介を掲載。



(3)市内の芸術文化関連施設の状況

市民の芸術文化活動の練習の場 コミュニティセンター 学習センター

市民の芸術文化活動の発表の場

イ) 保健福祉センターホール

【施設の概要】

所在地:大和市鶴間1-31-7

交通アクセス:小田急鶴間駅より徒歩5分

延床面積:889㎡

開館年月:昭和63年3月ホール客席数:400席

用途:多目的

附带施設:楽屋、喫茶室、駐車場

口) 生涯学習センターホール

【施設の概要】

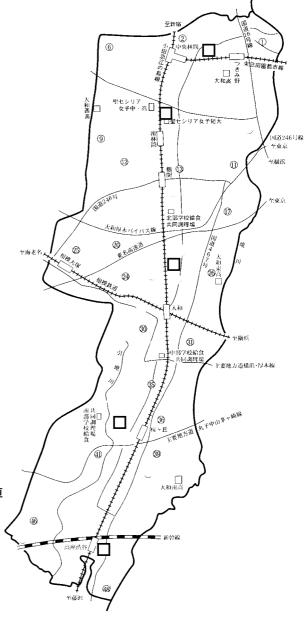
所在地:大和市深見西1-3-17

交通アクセス:小田急大和駅より徒歩10分

延床面積:1,730㎡ 開館年月:昭和47年4月 ホール客席数:601席

用途:多目的

附带施設:会議室、託児室、楽屋、食堂、駐車



芸術文化関連施設の現状と課題

- ・ 地方公共団体では、すべての住民が心豊かな社会生活を営むことができるように、様々な公 の施設を設置しています。ホールを持つ公立文化施設は自治体ごとに設置すべき施設であり、 神奈川県下においても公立文化施設を持たない市は大和市のみとなっています。
- ・ 大和市ではホールを持つ公立文化施設を設置していないため、長い間生涯学習センターホールや保健福祉センターホールがその役割を果たしてきました。
- ・ 本来、生涯学習活動と文化芸術活動とは異なる目的や理念を持つものであり、それぞれの性格に適した施設整備が望まれます。
- ・ 必ずしも、複数のホールが必要ということではありません。生涯学習活動の一環として行われる「発表」は、各団体につき、年間数回程度です。そのためだけにホールを持つのではなく、プロの上演団体が作品を上演することもでき、かつアマチュアの発表にも利用することのできるホールの整備が望まれます。

(4) 文化芸術振興の必要性

文化芸術振興の取り組み

- ・ 都市化の進行と共に、伝統的な地域コミュニティが崩壊し、自治体は新たな都市型コミュニティの形成に取り組んできました。一方、グローバル化と共に、文化の多様化が進み、教育の面でも「個性」や「個」を尊重する方向にシフトしてきました。これらは、現代社会にとって、必要な取り組みではあったものの、その側面として、現代人のコミュニケーション力の低下や、コミュニティにおける「相互扶助」の意識の低下を招いているのではないでしょうか。そしてこれらは、若年層の職業意識や、公的扶助の捉え方に大きく影響を与えています。
- ・「競争社会」から「共生社会」への転換が求められる今、その手がかりとして重要なのは地域住民が「共感」を持つことではないでしょうか。同じ場所、同じ時間に、同じものに触れ、感動を分かち合い、感想を語り合うことではないでしょうか。感動を分かち合い、感想を語り合う場としての公立文化施設の整備は未来の都市型コミュニティの形成に向けた急務といえます。
- ・文化芸術を鑑賞することは、テレビを見ることとは全く異なります。ひとつの空間の中で、 多くの観客が、良質の舞台芸術を体験し、その時間を共有することが、共感と感動を生みま す。その装置として、劇場・ホールの果たす役割が期待されています。
- ・劇場・ホールの整備において最も重要なことは、席数ではありません。場と機会が地域住民 に平等に与えられることです。そのためには劇場・ホールという「場」がどのようなもので あるべきか、そこで上演されるソフトがどのようなものであるべきか、そのソフトに触れる 「機会」をどのように創出するか、そしてこれらをよりよく循環させる最善の仕組みを検討 することこそが重要なのです。

ホールの必要性 (芸術文化施設の重要性の高まり)

- ・芸術、文化活動の高まりは、これまで築き上げてきた歴史と固有の文化とともに、大和の新しい文化を形づくり、市民の創造性と豊かな感性を育みます。
- ・多くの市民が日常生活の中で様々な芸術や文化に触れ、発信することができる環境を整えるため、芸術文化活動の振興や(仮称)やまと芸術文化ホールの建設へ向けた検討を進め、大和の文化を守り育てていきます。

【「大和市に望まれる芸術文化ホールについて ~提言」 より】

1. 芸術文化ホールの必要性

(1)人づくりを担う芸術文化ホール

芸術文化に触れることにより、人々は日常生活の中では得ることのない感動を味わい、創造の喜びを体感します。また、舞台芸術作品はすべてのスタッフとキャストの創造性豊かな協働作業によって作り出されるものであり、さらには観客が加わってはじめて公演が成立します。

様々な立場で創造活動に参加する経験を積み重ねることにより、感性が磨かれ、創造性が養われます。

芸術文化を「観る」、「聴く」、「感じる」、さらには「参加する」ことによって養われた感性や創造性は、自ら考え、生きていくうえでのより良い答えを導き出す力となり、豊かな人間性を育みます。

また、芸術文化の振興は個人の人間性を育てるだけではなく、人々の相互理解を促し、多様性を認め合う関係をつくり、生活の質を向上させます。

大和市は、市民生活の質の向上を目指して、生涯学習を中心とした芸術文化活動への支援 を行い、一定の成果を挙げてきました。

しかし、良質な舞台芸術の鑑賞などを通して感性を磨く機会や、創造性を高めるための場は、 現在の大和市には不足していると言えるのではないでしょうか。

芸術文化ホールを建設することは、日常生活の中に芸術文化がある新たなライフスタイルの提案であり、市民生活の質を一層高めるうえで、非常に大きな意味があると言えます。

(2)まちづくりを担う芸術文化ホール

都市化の進展と人口の成熟化に伴い、公立ホールは、まちのイメージの変革や地域経済への 貢献などの役割が期待されています。

公立ホールは人が集まる「ひろば」であり、芸術文化を介して様々な人々が触れ合うことによって、多様な交流を生み出します。人と人とのつながりが希薄になりがちな現代において、芸術文化ホールは人と人をつなぐ大きな役割を果たし、ひいては、まちの賑わいと経済効果を創出するものと考えます。

また、大和市が目指す「文化の薫るまち」を実現するためには、住んでいる人の心にまちへの愛情や誇りを育むことが大切です。

芸術文化ホールを中心とした活動が活発になることで、まちの文化が守り育てられ、人々はまちへの愛情を深め、さらに、その運営に関わることによって、人々はまちの誇りを一層高めていきます。

このことから、大和市がまちづくりを進めるうえで、芸術文化ホールを重要な都市機能のひとつとして捉えていくことが必要であると考えます。

- ・ (仮称)やまと芸術文化ホールは、これまで大和市にはなかった、市民が芸術文化に気軽に触れる場としての整備が求められています。これは、市がその文化政策として取り組む、新たな芸術文化の場づくりといえます。
- ・ 既存の枠組みを超え、また既に市内にある文化的資源(人・場・活動)と連携しながら、これまで市内で芸術文化に触れる機会がなかった市民にも働きかけていくもので、その施設整備そのものが、市が直接行う芸術文化活動といえます。
- ・ (仮称)やまと芸術文化ホールは、市民が芸術文化に気軽に触れる場です。市民が平等に、良 質な舞台芸術に触れる場と機会を提供していくことが求められます。
- ・ これまで文化活動に接する機会のなかった市民の皆さんとも、あらゆる形で関わりあえるのが本施設の求める理想の姿です。

- ・ そのため、継続して生涯学習活動に取り組む皆さんの日常活動の場はこれまで通り確保しなが ら、本施設においては全ての市民に、平等に接していくことが求められます。
- ・ 受益者負担の原則に基づきながら、全ての市民・利用者に平等に施設を利用していただきます。
- ・ 同時に、プロの活動に触れられるシステムを構築し、それぞれの活動がより良いものとなるよう、ボトムアップ・レベルアップを目指します。

推進体制づくり

・ 大和市の組織体制

平成21年4月1日からの市の組織改正によって、文化スポーツ部を設置し、大和の歴史と固有の文化を大切にし、生涯学習活動や芸術文化活動などをより一層活発にすることで、多くの市民が生きがいを見出し、自己実現や自己充実を図ることのでき、豊かな心を育むまちづくりを推進します。

さらに、この文化スポーツ部に文化振興課を置き、(仮称)大和市文化芸術振興条例の制定 準備や、文化芸術振興のための基本的な計画づくりに着手するなど、体系的な文化振興策を構築していきます。

・ 専門家との連携

本年度「(仮称)やまと芸術文化ホール基本構想検討委員会」の委員として様々なご提言を 頂いた委員の先生方には、今後も専門的な視点から貴重なご意見を頂きながら、本構想の策定 に取り組んでいきます。

また、本施設に関する取り組み以外に、大和市に文化芸術を浸透させていくための活動にも 携わっていただけるよう、検討を図ります。

・ 段階的な市民参加

ホールを建設する上で、早期からの市民参画や協働は市民ニーズに的確に対応するためにも 重要であり、また、市民の活力があふれるまちづくりにも効果的です。

3.ホールの基本コンセプト

(1)果たすべき役割

・提言書では基本コンセプトを「感動・創造・交流」を三本柱としたご提案をいただきました。これらを実現するため、求められる機能を整理し、基本コンセプトの実現を目指します。

(2)持つべき機能

感動・ホール機能の充実

「4.施設計画及び建設候補地の検討」参照

創造 創造機能の充実

「4.施設計画及び建設候補地の検討」参照

交流 ひろば空間の充実

「4.施設計画及び建設候補地の検討」参照

【「大和市に望まれる芸術文化ホールについて ~ 提言」 より】

2. 基本コンセプト

(1)市民一人ひとりに感動を与える施設

質の高い舞台芸術は、人々に感動を与え、日常生活に潤いやゆとりをもたらします。

これまで、大和市は、生涯学習やコミュニティ形成の一環として、市民の芸術文化活動の機会と場を提供してきました。

芸術文化ホールは、良質な舞台芸術を子どもから大人まで、すべての市民が平等に触れられる「感動拠点」を目指す必要があると考えます。

(2)市民一人ひとりの創造力を高める施設

芸術文化への関わり方は多種多様です。鑑賞活動から芽生えた、様々な知的欲求や創意を、 具体的な創造活動に展開するための環境を整えることが重要です。

具体的には、「発想」を支援する情報提供と相談の場。「創作」を支援する練習、作業、会議、研究の場。「発表」を支援する表現の場。そして「評価」を受け、今後の活動に生かす研鑽の場を構成し、市民の創造力を高める「創造拠点」を目指す必要があると考えます。

(3)多くの人々が出会い、交流する施設

人と人とのつながりが薄れつつある中で、コミュニケーションの糸口を増やしていくことも芸術文化ホールの重要な役割であり、芸術文化を媒体とした「交流拠点」を目指す必要があると考えます。

そのためには、市民の芸術文化活動を個々に展開するのではなく、お互いに「見る・見られる」 「知る・知られる」関係を築ける環境を整える必要があります。

また、市内外の文化関連施設との連携を図ることで、さらなる交流を生み出すことができると考えます。

4. 施設計画及び建設候補地の検討

【「大和市に望まれる芸術文化ホールについて ~提言」より】

(1)施設の基本方針

ホールの特色

ホールの役割は、市民が良質な舞台芸術に触れる鑑賞の場、市民の芸術文化活動のレベルアップを行う創造の場として位置づけ、それに適した施設計画が望まれます。

大和市民の舞台芸術に関わる活動は、音楽、演劇をはじめ、様々なジャンルにわたって実践されている傾向がみられます。従って、芸術文化ホールは特定の演目に特化したホールではなく、 様々な舞台芸術に対応可能なホールであることが求められると考えます。

また、近隣都市のホールの設置状況や市民の鑑賞活動の実態から、オペラ・バレエ、オーケストラコンサートといった大規模ホールで上演される演目を主目的とするのではなく、演劇、ミュージカル、室内楽といった中規模ホールに適した演目を想定し、市外にある公立ホールとの機能分担を図る必要があると考えます。

高性能な中規模ホールを設置することで、大和市および周辺都市で舞台芸術活動を行う市民のステップアップの場として活用される施設とし、客席形状を工夫するなどして小規模の集客にも対応できる施設とすることが望まれます。

側舞台を含めた舞台の広さや高さといった舞台空間の性能、騒音レベルや残響時間といったホール空間の音響性能および、舞台照明や舞台音響などの舞台特殊設備等については、幅広いジャンルの舞台芸術の上演に適したものとすることが望まれます。

(2)部門計画

ホール部門

芸術文化ホールの目的は、市民が観客・聴衆となり作品を楽しんでもらうことであり、観客・聴衆の視点に立ったホールづくりを進める必要があります。従って、他都市のホールとの差別化を図るうえにおいても、芸術文化ホールは、ささやくような台詞や人の細かな動きまで伝わり、舞台と客席の一体感がより身近に感じられる客席数が望ましいと考えます。

それに伴い、舞台はプロのアーティストによる質の高い舞台芸術の上演が可能な演出機能(舞台寸法、舞台特殊設備等)と、それを支える舞台裏の機能(楽屋、舞台備品庫、搬入、荷解き場等)を充実することが必要です。

また、市民の創造活動の発表にも対応できる第二のホールの設置も検討する必要があると考えます。

現段階では演目を限定せず、様々なジャンルの舞台芸術に高いレベルで対応できる機能が必要と考えます。

創造支援部門

創造支援部門には、芸術文化ホールでの舞台芸術作品の創造と上演を想定し、練習室、稽古場、 アトリエ、リハーサル室、作業場等の様々な諸室を十分に設置することが必要です。

また、舞台芸術のための空間以外にも、展示スペース等の市民が創造・発表活動を行う場となる諸室を確保することが必要と考えます。

なお、創造支援諸室は、出演者が多い公演の場合は楽屋として利用するなど、幅広い利用方法 を検討することも必要と考えます。

共用部門

芸術文化ホールを「開かれた場」とするためには、ロビーやカフェ・レストラン、情報センター、子育て支援スペースなど、すべての市民が日常的に利用できるスペースを設け、豊かな時を過ごせる空間を創出することが重要です。

共用スペースは、日常的に賑わう「ひろば」のような交流の場として積極的に位置づけ、特に ロビーは、市民の休憩場所としてだけではなく、ロビーコンサートや打合せなど、多様な活用が 可能な機能をもたせる必要があると考えます。

また、共用部門の諸室を創造支援部門の諸室と連動させ、来館者が自然に芸術文化に触れることのできる動線とすることも重要であると考えます。

管理部門

施設の管理運営を行うための事務室を設置することはもちろん、芸術文化ホールを支える専門 家あるいは上演団体のための執務室、控室等を十分に設置することが必要です。

また、管理運営を支援する市民サポーターを想定し、その拠点となる部屋を設けることも必要であると考えます。

(3)立地条件

芸術文化ホールの建設地については、全ての市民が芸術文化に触れることのできる環境を実現するため、来館者の交通アクセスへの配慮が最も重要になると考えます。

大和市にとって、最も利便性の高い交通機関は鉄道であることから、建設地は、鉄道駅周辺が望ましく、市民の日常生活の中に芸術文化を浸透させるうえでも有効に作用すると考えます。芸術文化ホールは多くの人々が集まる施設であることから、周辺環境との調和に配慮することも重要です。また、商業施設などの集客施設との相乗効果についても、期待できます。

(4)施設を計画するうえで配慮すべき事項

他施設との積極的な連携

公園や公共施設、あるいは民間施設との一体的な整備を行うことにより、芸術文化ホールの利用の幅やさらなるサービスの向上が期待できます。

また、駅や幹線道路との位置関係等を考慮した外構計画や施設配置を行うことにより、鑑賞に訪れる市民にとって利便性が高く、また、練習や憩いの場として利用する市民にとっても適した施設とすることが必要です。

人や環境にやさしい施設

障がいの有無に関わらず、子どもから高齢者まで、全ての人が使いやすいように、ユニバーサルデザインの視点に配慮した施設とすることが必要です。

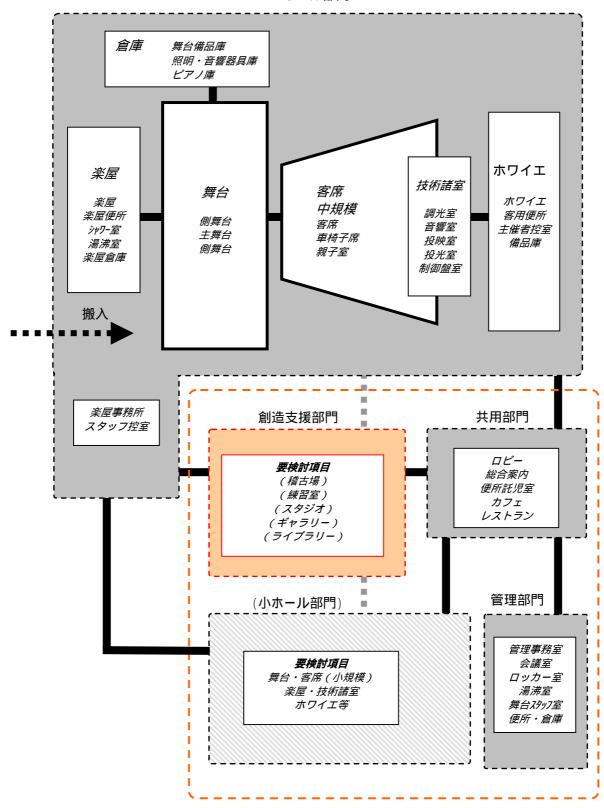
また、自然採光、壁の高断熱化、雨水再利用等の省エネルギーに配慮した計画とし、建材等についても、人や環境に優しいものを採用することが望まれます。

緑や自然環境の保全を意識した施設

大和市の豊かな自然環境を活かした施設計画とすることが望まれます。また、外構だけでなく、施設自体の緑化を進めるなど、周辺の自然環境整備にも配慮することが望まれます。

(5)ホール計画案 施設構成案

ホール部門



客席計画

A)客席

客席数:市民の発表の場として中規模。

客席形状 : 舞台からの距離を近くし、鑑賞環境の良い席を多くする形状。

1階席、2階席や1階席の腰壁で上げた席を設ける等、客席を上手

に分配し、小規模の集客にも違和感のない施設とします。

B) ホワイエ

ホワイエ: 観客がくつろげる空間とします。

主階にまとまったホワイエの面積を確保します。

客用便所: 法定数に対して、女子トイレの数を充分に確保します。

その他:ロッカー、バーカウンター、主催者控室、サポーター室等。

舞台計画

舞台配置 : 舞台は1階レベルに設置し、搬入等の作業性を確保します。 演技エリア : 間口8間程度、奥行は間口と同等程度の広さ。(14.5m×14.5m) 舞台面積 : 上手、下手袖舞台の合計が演技エリアと同等程度の二面舞台。

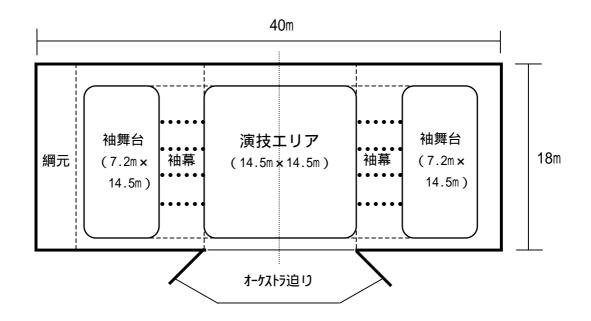
舞台開口 : 間口8間程度とし、十分な高さ(7.2m)を用意します。

可動プロセニアムは検討を要します。

スノコ高 : 上演開口高さの 2.5~3 倍程度。(18~22m)

奈落 : 舞台転換を想定した奈落及び、演出用迫りは想定しません。 オーケストラ迫り : 客席前部にオーケストラ迫りを設け、オーケストラ・ピットとして利用します。

舞台備品庫: 大道具が収納できる広さ(150㎡程度)を、舞台と同一階に設けます。



楽屋計画

A) 楽屋

収容人数:出演者の最大人数を 70 名程度と想定します。

楽屋構成 :1~4名収容の小楽屋を3室、5~8名程度収容の中楽屋を2室、

15~20 名程度の大楽屋を 2 室設けます。

練習室等を転用し、最大で100名程度の出演者に対応します。

楽屋便所:男女に分け、トイレの数を充分にとります。

その他 : 楽屋ロビー、シャワー室、給湯室、洗濯室、楽屋倉庫等を設けます。

楽屋動線 : 楽屋へは専用の動線を設け、楽屋口にてチェックが可能とします。

創造支援諸室計画

練習室・稽古場 : 大小7~8室以上を設けます。

会議室・控室:大小7~8室以上を設ける。衣装室等にも利用します。

ギャラリー: 市民の発表に適した規模を確保します。 工房・創作室: 舞台芸術の創作ができる部屋を設置します。

搬入計画

搬入スペース:11t トラック 2 台が同時に荷出し可能とします。

ウィングルーフタイプに対応できる高さを確保します。

駐車場: 敷地外も含め、充分な台数を確保します。

管理関係

事務室:施設利用者が誰でも入りやすく、わかりやすい場所に設けます。

受付カウンター: 事務室と直結し、全体共用の近くに配置します。 会議室・応接室: スタッフ用の会議室、来賓用の応接室を設置します。

託児室:ロビー、ホワイエの近くに配置します。

(6)施設規模

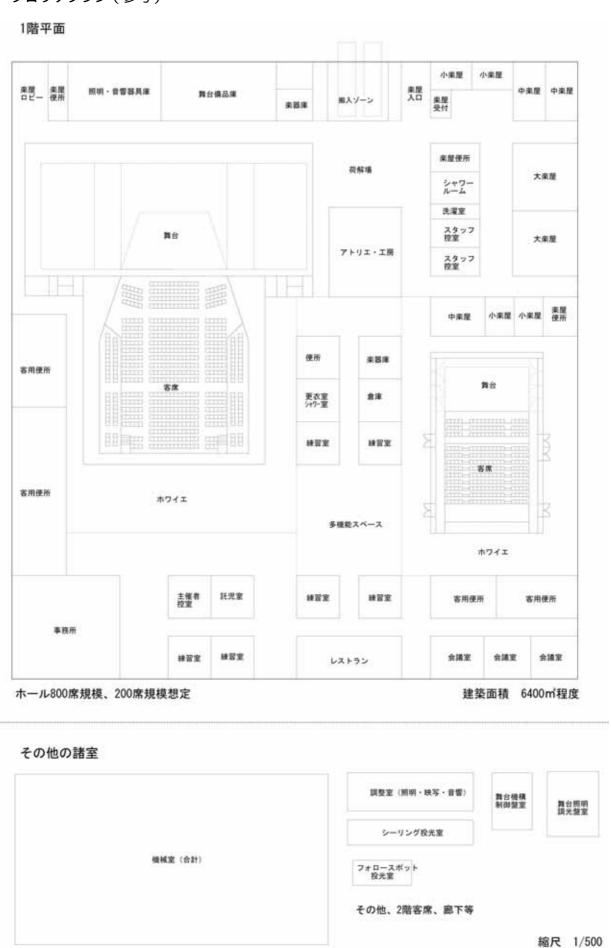
床面積

部門	分野	諸室	用途	面積	備考	面積	備考
				一般的	な創造支援諸室の		貴支援諸室を
					規模の案	±	体とした案
1. ホール		I			I		
部門	1.客席関係	客席	客席数800席	640	800席×0.8	640	800席×0.8
		親子室	オーケストラピットを設ける 	20		20	
	小計			660		660	
	2.ホワイエ関係		観客が〈つろげる広さ		800人×0.5㎡		800人×0.5㎡
		切符売り場	当日券の販売など				
		ビュッフェ	幕間等のドリンクサービス				
		流し・倉庫	ピュッフェ食器の洗浄				
		主催者事務室客席事務室	主催者が使用 客席案内係の事務室	30 20		30 20	
		合併争物主 ホワイエ備品庫	合所采りかり事務主	30		30	
		客用便所			女子36、男小12、大		女子36、男小12、大
					6(法定は計37)		6(法定は計37)
					便器数男女計54個		便器数男女計54個
	小計			720		720	
	3.舞台及び舞		2面舞台を持つ		40m × 18m		40m × 18m
	技術関係	舞台備品庫 楽器庫		150	グランドピア <i>J</i> 2台	150	グランドピア J2台
		栄命庫 照明·音響器具庫		100		100	フラフドログ /2百
		舞台機構制御盤室		40		40	
		照明·音響制御盤室		60		60	
		搬入ヤード		100		100	
	小計			1,190		1,190	
	4.技術諸室	調光操作室		25		25	
		音響調整室		25		25	
		投映室 フロントサイト 室		20 40		20 40	
		シーリングスポット室		70		70	
		フォロースポット室		30		30	
	小計			210		210	
	5.楽屋関係	小楽屋	1~4人収容、便所、シャワー付		20m × 3室		20㎡×3室
		中楽屋	5~8人収容·2室程度	70	· · . —		35㎡ × 2室
		大楽屋 スタッフ控室	20程度人収容·2室程度 主催者用·上演団体用·技	160	80㎡×2室		80㎡ x 2室
		人グック控室 	土催台州・工典団14円・技 術スタッフ用	20		20	
		- 楽屋ロビー	舞台と楽屋の間に配置	25		25	
		楽屋事務所	楽屋通用口に設ける	20		20	
		楽屋便所		35	便器数男女計8個	35	便器数男女計8個
					× 4.5m²		× 4.5m²
		楽屋備品倉庫		20		20	
		給湯室 シャワールーム		10 30	15㎡×2室	10	15㎡ × 2室
		洗濯室		10	13111 × 2至	10	13111 × 2至
	小計	////E-E		460		460	
			合計	3,240		3,240	
部門	分野	諸室	用途	面積	備考	面積	備考
Ⅱ. 管理·	1.練習室関係	練習室	演劇用、音楽用、美術用	150	30㎡×5室	400	30㎡×10室、50㎡
創造支援						000	×2 +無公同等
部門		リハーサル室 和室		20			主舞台同等
		仙至 備品庫·楽器庫		30 50		30 50	
		利用者用倉庫		60		60	
		更衣・シャワー室			25㎡ x 2室		25㎡ × 2室
		便所			便器数男女計10個		便器数男女計10個
	.1. 4-1				× 4.5m²		× 4.5m²
	小計コミュニティ機	事務室・インフォ		385	 企画·交流室、	935	企画,充法党
	コミユーディ情徴	事務至・1 ブブォ メーション・センター		200	企画・父流至、 ショップ、	200	企画・交流室、 ショップ、
		会議室		100		100	30m² + 30m² + 40m²
		喫茶レストラン		100		100	3
		託児室		30		30	
		便所		45	便所数男女計10個	45	便所数男女計10個
	.1. 4-1				× 4.5m²		× 4.5m²
	小計			475		475	
				860		1,410	

機能部	4,100	4,650	
共用部	動線・ロビー等 1,640 機能部の40%	1,860	機能部の40%
機械部	1,013 延床面積の15%	1,149	延床面積の15%

延床面積	6,753	7,659	
------	-------	-------	--

ブロックプラン (参考)



(7)建設候補地の検討

建設候補地の検討の流れ

・建設候補地に関しては現在、市が保有している土地で、ホール規模に適していると思われる場所をまずは対象とし、民間からの新規購入は現時点では想定しないで検討を進めます。それは、社会経済が厳しい状況においても文化施設が必要なものと認識し、その建設において公平性を確保すること共に、建設事業費をできるだけ抑えることが重要であると考えるためです。

ただし、整備手法としては様々な可能性が考えられるので、次頁の4ヵ所以外にも対応できるようにその都度検討を図る必要があります。現況で考えられる最適な候補地を検討することが常に求められます。

A)方向性の確認

- イ)基本構想検討委員会の提言からの敷地の方向性
 - 目的・役割、事業計画、施設計画等
- 口)市民アンケートから読み取れる敷地の方向性
 - ・ 公共交通の利便性、緑に恵まれた環境等
- B)候補地の条件整理
 - イ)全ての市有地のリストアップ
 - 口)敷地の条件整理
 - 敷地の広さ、用途地域、前面道路の条件
- C)候補地の検討項目
 - イ)施設のあるべき姿、コンセプトに合致すること。
 - 口)必要最低の敷地規模が確保すること。
 - 八)用途地域や道路条件などが適合すること。
- D)敷地規模の検討要素
- 「 敷地面積 = 建物面積 + 駐車場面積 + 環境整備面積 」

建築面積 = 5,000 m² ~ 7,000 m² (参考値、600~800 席を想定、詳細は今後検討)

駐車場面積 = 35 m²/台 (150 台 5,250 m²、200 台 7,000 m²、300 台 10,500 m²)

環境整備面積 = 建物アプローチ、最低限の植栽として 2,000 m²程度 (詳細は今後検討)

その他・・・機能的に必要なスペース…搬入車両の展開スペース等

・ 法規的に必要にスペース...建物のセットバック等

以上から一般的に敷地面積は

建物 + 駐車場(150台)又は広場の整備 15,000 ㎡以上必要

建物 + 駐車場(150台) + 広場などの整備 20,000㎡以上必要



市有地の整理

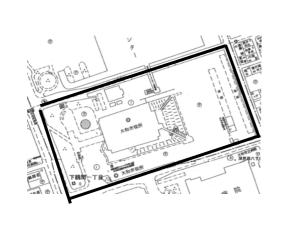
緑野住宅跡地



生涯学習センター



市庁舎エリア



やまと公園周辺エリア



敷地	面積		都市計画関係		
2	щіх	用途地域名	建蔽率	容積率	
緑野住宅跡地	12,249 m²	第1種中高層 住居専用地域		60%	200%
		第 1 種住居地	垃域	60%	200%
市庁舎エリア	20,478 m²	第 1 種住居地	均域	60%	200%
生涯学習センター	5,737 m²	準工業地域		60%	200%
やまと公園周辺エリア	16,258 m²	近隣商業地	过 或	80%	200%

市有地の比較

基礎情報	緑野住宅跡地	市庁舎エリア	生涯学習センター	やまと公園周辺エリア
面積(m²)	12,249 m²	20,478m²	5,737 m²	16,258m²
用途地域	第1種中高層住居専用地域第1種住居地域	· 第1種住居専用地域	準工業地域	近隣商業地域
建蔽率	60%	60%	60%	80%
容積率	200%	200%	200%	200%
最大建築面積	7,349m²	12,287m²	3,202m²	9,755m²
最大延床面積	24,498 m²	40,956m²	11,474m²	32,516m²
評価項目	緑野住宅跡地	市庁舎エリア	生涯学習センター	やまと公園周辺エリア
公共交通からの距離	中央林間駅から 徒歩5分程度	鶴間駅から 徒歩10分程度	大和駅から 徒歩10分程度	大和駅から 徒歩3分程度
公共交通からの アプローチ	住宅街を抜ける動線	商店街と商業集積地を 抜ける動線	市街地を抜ける動線	駅直近の中心市街地 からの動線
周辺環境	線路の直近 周辺が低層住宅や 高層住宅が包囲	広い敷地のため、周囲への 影響が少ないが、隣接する 商業集積との動線が重複	図書館が隣接するなど、公 共施設の位置として望ましい	中心市街地の公園隣接は好ましいが、敷地周辺の道路 の狭さ等が課題
				×
敷地のゆとり(広さ)	主ホールプラン + 他諸室配置可	主ホールプラン + 他諸室配置可	主ホールプランで一杯	主ホールプランも少し厳しい (ホワイエ狭い等)
	郊外型	郊外型	都市型	都市型
施設の形態	広い敷地で低層の建物	広い敷地で低層の建物	建築面積・延床面積を精一 杯利用した、中層の建物	他施設も盛り込んだ複合施 設としての高層の建物
			×	×
駐車場の設置	100台程度は確保可能	100台以上確保可能	付置義務数程度	付置義務数程度
複合施設の可能性	複合の可能性低い	市庁舎と敷地を 分けることが前提	延床面積が、芸術文化ホー ルに必要な面積で占有	商工会館等現敷地内の施設 との複合の可能性あり
事業形態	大和市の事業	大和市の事業	大和市の事業	民間事業の地権者として保 留床取得、B、C工事等での 方法も有
面積効率とコスト	低層なので比較的コスト効 率が高い	低層なので比較的コスト効 率が高い	立体的な施設構成のため、縦動線での効率が悪	再開発の場合は、イニシャ ル、ランニングとも割高の可 能性有
敷地的な課題	既存の樹木、遊戲施設との取り合い	市庁舎との取り合い	隣接する図書館との取り合 いの有無	敷地内諸々の施設との取り 合い

ホール関係与件		緑野住宅跡地	市庁舎エリア	生涯学習センター	やまと公園周辺エリア				
			感動を与	える施設					
施設コンセ	プト	創造力を高める施設							
		出会い、交流する施設							
施設計画	ホール施設		600~800席、	劇場型ホール					
	平面計画			舞台客席					
			舞台幅が広い · 智						
	断面計画		舞台	客席					
			舞台フライタワーが高い	・客席は2層となり高い					
	舞台の広さ	7	20㎡程度(幅40m×奥行18m)	· 主舞台14.5m角の2面舞台	<u> </u>				
	舞台転換		袖	舞台あり					
	客席形態		固定段床 600席	~800席の客席数 I					
	舞台の着床階	1階に設置可能	1階に設置可能	1階に設置可能	複合施設の為上階に設置の 可能性有				
	複合の課題	単独の可能性大	単独の可能性大	単独の可能性大	舞台フライタワー、2層客席 等の高さ方向の積載等の構 造の課題有				
	平面計画			舞台 客席					
		舞台·客席あわせて矩形(四角い) 舞台 客席							
	断面計画		舞台						
	舞台の広さ								
	舞台転換		·	<u> </u>					
	————————— 客席形態		 平土間床 スタッキング	 グ椅子 100人~200人					
	舞台の着床階	1階に設置可能	1階に設置可能	2~3階に設置可能	複合施設の為上階に設置の 可能性有				
	複合の課題	単独の可能性大	単独の可能性大	単独の可能性大	2~3層分の階高を占有				
	創造支援施設	練習室10室、 リハーサル室 会議室3室程度	練習室10室、 リハーサル室 会議室3室程度	練習室5室 会議室3室程度	練習室5室 会議室3室程度				
	商業・テナント	なし	なし	なし	可能性あり				

建設候補地の課題まとめ

A) 緑野住宅跡地

- ・ 都市計画において用途地域を変更しなければ、劇場・ホールが建設できない。
- ・ 候補の中では最も敷地にゆとりがあり、施設を平面的に展開することが可能。
- ・ また、駐車場が100台程度は設置可能。
- ・ 周辺が住居地域であることから、前面道路が狭いことや搬入時等の近隣対策が課題。

B) 市庁舎エリア

- ・ 都市計画において用途地域を変更しなければ、劇場・ホールが建設できない。
- 候補の中では最も広い敷地だが、市庁舎との建物や駐車場等の取り合いが課題。
- ・ 敷地の半分を芸分ホールの利用を想定しても約 10000 ㎡を敷地として利用可能で、施設を 平面的に展開することが可能。
- ・ 周辺が住居地域であることから、搬入時等の近隣対策が課題。

C) 生涯学習センター

- ・ 4、5階の建物として必要な施設を納めることができる敷地規模。
- 現在のような駐車場の地上での計画は難しい。
- ・ コンパクトな平面に階層を分けて各施設を配置するので、各機能の共用スペースを利用した連携等を計画するのに工夫が必要。

D) やまと公園周辺エリア

- ・ 都市計画において用途地域を変更しなければ、劇場・ホールが建設できない。
- ・ 実質的な敷地面積を 4000 ㎡程度と想定すると、必要な各諸室を配置することが困難。
- ・ 高層の建築計画が想定されるが、平面的に800 席規模のホールをおさめることが難しい。
- ・ また他施設(商工会館、青少年センター等)との複合施設であることが課題。
- ・ 複合施設であることから、ホールが1階レベルに設置できる可能性が低い。
- ・ やまと公園に関しては、立体都市公園制度の導入も視野に入れて検討を進める。

候補の市有地においても用途地域が劇場・ホールの建設に適していない土地が多く、都 市計画における用途地域の変更(商業地域又は準工業地域)が課題である。

「立体都市公園制度」は平成 16 年 6 月に都市公園法の改正により創設された新たな制度で、用途の確保が困難な地域において、民間建物等の一部や屋上等の立体的空間を活用して公園整備をする取り組みである。

都市計画上制約のある「やまと公園周辺地区」において、土地を有効に活用する一方で、 公園環境の確保や、地下空間等への公園機能整備に活用することが考えられる。

5.整備方針

(1)整備手法の検討

整備に当たっては、「公的補助金の活用」や「基金の活用」に留意しながら、検討を行います。

建設手法

A) PFIの導入

PFI事業は本来「民間活力の導入」を目的として採用され、PFI事業による公立文化施設も既に 2 館 (杉並区、いわき市)が開館を迎えています。PFIによるホール建設に向け、検討を行っている自治体としては、川越市、枚方市、豊中市が挙げられます。しかしながら、豊橋市では計画の見直し、静岡市では公募のやり直しになるなど、ホールにおけるPFI事業の推進は困難な状況です。

また、100 年に一度の不況と言われる昨今、民間事業者もPFI事業への取り組みに慎重になっており、必ずしも応募があるとは言いがたい状況となっています。

PFI事業には「BOT方式」「BTO方式」などの方法があります。「BOT方式」はビルド・オペレート・トランスファーを意味し、建設後、民間事業者が一定期間運営を行い、その後、自治体に所有権を移管します。この場合、建設費は民間事業者の運営期間中に、分割で事業者に支払います。金利は民間の金利に則ります。「BTO方式」はビルド・トランスファー・オペレートを意味し、建設後、すぐに所有権を自治体に移管し、その後の一定期間、事業者側が運営を行います。この場合、建設費は所有権の移管時に一括で事業者側に支払うのが一般的です。前者の場合、現在は結果的に低金利のため、費用が抑えられたといえますが、高金利の場合にはリスクを負うことになります。後者の場合には、一括で建設費用を支払うことになり、建設費用についてはPFI以外の建設手法と変わりません。実際は「BTO方式」を採用する場合が多く、公立文化施設の事例としては、「いわき芸術文化交流館アリオス」が挙げられます。「BOT方式」を採用している公立文化施設の事例としては、「杉並公会堂」が挙げられます。

また、運営期間は予め要求水準に定められており、15 年~30 年程度が一般的です。しかしながら、先行き不透明な経済状況で、30 年間民間企業が存続できるかどうか、といった問題もあり、現段階でのPFI導入検討は、あまり効果的とは言えません。

B)市街地再開発事業

市街地再開発事業は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市計画法及び都市再開発法で定めるところに従って行われる建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事業並びにこれに付帯する事業のことです。利点としては、文化施設の機能を補完する機能を集積することができるため、サービスの向上を図ることができます。大きな土地を所有している場合には、権利床が増え、保留床の売却益を事業費に当てることができます。

マイナスポイントとしては、複合施設となるために共用空間が増大し、機能部分の面積効率が下がることや、商業施設との複合などではホールの設置位置が一階レベルにとれない場合が多く、機能面での制約が出てしまいます。管理運営面でも共益費の増大や、共有部分の利用制限など複合であるがゆえの問題点も指摘されています。

C) その他の手法

・定期借地権の活用

平成4年8月に新しい借地借家法が施行され、「定期借地権」という土地活用制度が創設されました。ホールの建設にはかなりの規模の敷地が必要になりますが、適切な敷地を所有していない場合、定期借地権により、土地を購入せずに従来よりも廉価に土地を確保し、

施設建設ができるようになりました。公立文化施設では事例がありませんが、民間事業としては「堂島リバーフォーラム」が上げられます。大阪・中之島の大阪大学跡地を、大阪の不動産会社が定期借地権で国から借り受け、ホールを建設し 50 年の計画で運営に当たっています。(現在2年目)

・国・県・他自治体との共同事業化

国、県など他の自治体との共同事業として施設建設が行われる場合もあります。その場合、それぞれの自治体のやり方で建設されることが多く、権利関係や責任範囲の調整に苦労することが多くなっています。

管理運営については、市に委任する方式が取られる場合もあり、一元的な管理を行っている事例もあります。管理運営経費については、スケールメリットが期待できますから、単独の施設よりも割安になる可能性があります。また、利用者にとっては、設置者の違いはほとんど意識されないため、すべてが市の施設のように感じられるというメリットもあります。

・土地信託事業方式

土地信託事業は、土地所有者にかわって信託銀行が施設の建設、管理を行い、賃料の収入から借入金の返済、維持管理費、信託報酬を控除した収益を所有者に配当する方式です。公立ホールの事例としては、ナディアパークがあります。724 席のホールを有する青少年文化センターと国際デザインセンターからなる「デザインセンタービル」と名古屋市初の土地信託事業による23 階建ての「ビジネスセンタービル」そしてそれらをつなぐアトリウムから構成される複合施設です。

土地を売却しなくても利益が期待できる遊休地活用法として注目を集めましたが、経営に失敗し、配当もないまま、多額の負債を抱える事業も多くなっています。特に、大阪市ではフェスティバルゲートやオスカードリームなどが経営破たんし、信託事業からの撤退を進めています。

6. 事業方針

【「大和市に望まれる芸術文化ホールについて ~ 提言」 より】

- 4. 事業計画の基本方針
 - (1)良質な舞台芸術に触れる機会の提供

良質な舞台芸術は、多くの市民に感動を与え、知的欲求や創意を生み出し、新たな創造活動 を誘発します。

多様な鑑賞事業を行い、鑑賞を楽しむ市民に良質な芸術文化を提供するのはもちろんのこと 上演団体とのフランチャイズ契約(注1)やアーティスト・イン・レジデンス(注2)により、市民がプロ のアーティストの創作過程に触れ、協働作業を行うなど、鑑賞とは違った側面から質の高い舞台 芸術に接することのできる環境を整えていくことが必要です。その際には、単に鑑賞機会や参加 機会を提供するだけでなく、その体験から感じ、理解を深めるためのレクチャーやポスト・パフォー マンス・トーク(注3)、ワークショップなどの教育普及的活動も併せて実施することが望まれます。

また、次世代を担う子どもたちに良質な舞台芸術に触れる機会を提供することは、子どもたちの考える力や他者を理解する心を育てるうえで重要な取り組みです。学校教育の枠にとらわれることなく、芸術文化の楽しさが実感できるような事業を展開していくことが必要であると考えます。

さらに、アーティスト自身も市民と接してきた経験を自らの活動に活かすことで、アーティストとしての更なる成長につながっていくものと考えます。

- (注1)本拠地や定期的な活動・公演拠点としての契約
- (注2)アーティストが一定期間常駐し、作品の創作を行うこと
- (注3)演劇などの上演後に、座談会を開いて、作品について話し合うこと
- (2)芸術文化活動のレベルアップにつなげるための取り組み

より高いレベルを目指したいと考える意欲的な市民に対し、芸術文化活動のレベルアップを支援することは、芸術文化ホールの重要な役割の一つであると考えます。

そのためには、芸術文化活動を実践するうえでの様々な相談に対して、具体的な指導ができる窓口の設置や多彩な創造意欲に応えるための情報機能を充実することが必要です。

また、芸術文化ホールで行われた芸術文化活動や地域に根付いた伝統文化などを記録、保存し、アーカイブ(注4)としての役割を担うことで、大和の文化を次の世代につなげることができると考えます。

(注4)文書保管を目的とした施設や仕組み

(3)日常的に芸術文化に触れられる仕掛けづくり

芸術文化に対する関心を喚起し、様々な形で芸術文化に取り組む市民を増やすためには、日常的に芸術文化に触れることのできる仕掛けづくりを行うことが必要です。

日頃、芸術文化に触れる機会が少ない市民に対して、芸術文化の素晴らしさ、感動を伝えるための活動を行い、市内の文化関連施設、学校などと連携を図りながら、芸術文化が市民の日常生活に溶け込むような取り組みが必要であると考えます。

このような取り組みを積極的に進めることによって、芸術文化ホールに訪れる市民を増やし、賑わいをもたらす効果が期待できると考えます。

また、「開かれた芸術文化ホール」を目指し、芸術文化ホールに市民が自由に訪れ、気軽に芸術文化に触れる機会を確保していくことも重要な取り組みであると考えます。

(1)開館に先駆けた「理解を得る活動」の実施

(仮称)やまと芸術文化ホールの必要性や、芸術文化の必要性について理解を得る、様々な事業に、開館に先駆けて取り組むことが必要とされる。これらの取り組みを「プレイベント」として位置づけ、シンポジウムやレクチャー、ミニコンサートなどを行うことを検討する。

【開館以前からソフト先行型でホールへの理解を得る活動を行った事例】

例1) 兵庫県立芸術文化センター

- ・ 兵庫県芸術文化センター建設に向け、ソフト先行型事業として劇作家・山崎正和氏を芸術監督 に迎え、「ひょうご舞台芸術」と称し、プロデュース公演として海外戯曲の上演などを行ってきた。
- ・ 阪神・淡路大震災などの影響で、芸術文化センターのプロジェクトは進行が遅れたが、その間も、 演劇製作・上演の活動は行った。
- ・ 出演者は全員プロで、地元での上演はもちろんのこと、東京でも長期間公演を行った。
- ・ 計画段階では山崎正和氏を軸に演劇中心のソフト先行事業を行ってきたが、実際は、開館に向けて芸術監督が指揮者の佐渡裕氏に交代になり、現在では音楽を中心とした自主事業を積極的に行っている。

例2) すみだトリフォニーホール

・ 開館数年前から、墨田区と新日本フィルハーモニー管弦楽団との間で提携協定を締結し、年間 2 本の区民向けコンサート等を行い、ホール建設の必要性を訴えると共に、建設に向けての期待 感を高めた。(開館後の活動については、フランチャイズの事例で後述。)

例3) 茅野市民館

- ・ 既存市民会館の建て替えプロジェクトであったことから、既存市民会館のさよならイベントを行い、 これまで会館を使用してきた文化団体等に最後に利用をしてもらい、ブースで新施設を紹介し、 期待感を高めた。
- ・『夜学塾』として、設計者や地元ゆかりの文化人による講演を行った。(現在も継続。)

(2)市民がプロの創作活動に触れられる仕組みづくり

市民がプロのアーティストの創作過程に触れ、協働作業を行うなど、鑑賞とは違った側面から質の高い舞台芸術に接することのできる環境づくりについて、検討を行います。提言書で示されている「フランチャイズ」や「アーティスト・イン・レジデンス」を中心に、様々な可能性を検討し、施設の性格や規模、予算規模等に適した、効果的な手法を選択します。

【フランチャイズの事例】

例1) すみだトリフォニーホール

- ・ 墨田区と新日本フィルハーモニー交響楽団との間で、フランチャイズ提携協定を締結。
- ・ 協定の中で、年60日間、すみだトリフォニーホールの優先使用を約束している。
- ・ 協定はホール建設の数年前から締結されており、トリフォニーホール建設に向けたソフト先行事業として、年2回のコミュニティコンサートが行われていた。
- ・ 現在も、コンサートやリハーサルのほか、区民へのリハーサルの公開などを行っている。

例2) 杉並公会堂(日本フィルハーモニー交響楽団)

- ・ 杉並区と日本フィルハーモニー交響楽団との間で「友好協定」を締結。
- ・ 杉並公会堂は PFI 事業であり、要求水準書の中で、ホールの使用日数等が定められている。
- ・ 杉並公会堂におけるコンサート、リハーサルの区民公開のほか、小学校へのアウトリーチ活動等を行っている。

【事業提携の事例】

フランチャイズではなく、行われる事業に関して提携をする「事業提携」という手法もある。内容は契約等により異なるが、多くの場合、年間数本のコンサートや、学校へのアウトリーチを行っている。

- 軽井沢大賀ホール(東京フィルハーモニー交響楽団)
- ・ 文京シビックホール(東京フィルハーモニー交響楽団)

【アーティスト・イン・レジデンスの事例】

例1) 京都芸術センター

- 2000 年からスタートした、アーティスト・イン・レジデンスの先行事例。
- ・ 3 ヶ月間アーティストが京都に滞在し、芸術センターを拠点に作品を制作・発表するプログラム。 参加アーティストは公募で、京都芸術センターで審査を行っている。
- ・ 渡航費・滞在費はアーティスト自身の負担だが、創作の場の提供は京都芸術センターが行う。
- ・ 滞在期間中、市民との交流事業を企画・実施することが条件となっている。
- ・ 京都という立地の良さもあり、世界中のアーティストが訪れ、作品を制作している。
- ・ 内容は美術系のインスタレーションやコンテンポラリーダンスが多い。

例2) いわき芸術文化交流館アリオス

- ・ 2008年の開館に先駆け、2002年より年間3~4本のプログラムを実施。
- ・ 大型文化施設であり、ジャンルの偏りを避けながら、ダンス·音楽·演劇などの幅広い事業を実施 している。
- ・ 事業の企画・アーティストの決定は事務局で行っている。
- ・ 有名アーティストを招聘する場合も多く、滞在期間は短い。
- ・ 本年度は、開館事業として実施するコンサートのため、シンガーソングライターがいわき市に滞在し、ワークショップ等を行いながら、楽曲を創作する事業を行った。

【専属上演団体の事例】

例1) 兵庫県立芸術文化センター(兵庫芸術文化センター管弦楽団)

- ・ 佐渡裕氏が芸術監督を勤める、専属の管弦楽団。
- ・ 団員は若手を中心に構成され、世界中から集まる団員に対し、防音室つきで、練習等に配慮し た住宅の提供も行っている。
- ・ 楽団の活動としてコンサートのほか、アウトリーチ等の教育普及活動を行っている。

例2) 水戸芸術館(水戸室内管弦楽団、ATM アンサンブル、ミト・デラルコ、ACM)

- ・水戸室内管弦楽団は音楽顧問・指揮者を小澤征爾が勤める。1990年、開館と同時に結成された。 国籍を問わず30名ほどの演奏家が所属し、年4回の定期演奏会のほか、東京・大阪などでもコン サートを行っている。
- ・ ATM アンサンブルは主に室内管弦楽団のメンバーで結成されたアンサンブル。 1990 年に結成された。 編成を変えたり、ゲストを迎えたりしながら、 継続的にコンサートを行っている。
- ・ ミト・デラルコは室内管弦楽団に所属するメンバーで結成された弦楽四重奏団。水戸芸術館で4番目の専属上演団体として 1999 年に結成された。
- ・ ACM は「劇団 ACM」として、1990 年、開館と同時に結成。専属の俳優・舞踊家・劇作家・演出家 を擁する。
- ・ 水戸芸術館は貸館を行っていないため、基本的には専属団体が日数や時間帯の制限を受けることなく、活動を行っている。但し、専属団体自身の演奏・上演活動のほか、市民向けのワークショップ等の様々な事業を並行して行っている。
- 例3) 兵庫県立尼崎青少年創造劇場 ピッコロシアター(ピッコロ劇団、ピッコロ演劇学校、ピッコロ舞台技術学校)

- ・ ピッコロシアターの開館5年を記念し、1983年にピッコロ演劇学校を創設。1992年にはピッコロ舞台技術学校を創設した。いずれも第一線で活躍する講師を迎え、週2回程度の講義を行い、演劇や劇場に関わる人材を総合的に育成している。
- ・ ピッコロ劇団は 1994 年に、日本初の県立劇団として結成された。
- ・ 創設以来、演出家・劇作家の秋浜悟史氏が代表を務めたが、2005 年死去。2006 年から劇作家 の別役実氏が任期 3 年で代表に就任。2009 年からは、劇作家・演出家・俳優の岩松了氏が代表 を務める。
- ・ 結成翌年の 1995 年、阪神・淡路大震災に見舞われた地元兵庫県内で、被災地 5 市 5 町、52 ヶ 所の体育館・グラウンド等を廻り寸劇・歌などを上演した。
- ・ 20 名程度の劇団員を擁し、ピッコロシアターを拠点とした上演活動のほか、県内での巡回公演、 学校の演劇部の指導など、地域に根ざした演劇活動を行っている。

例4) 新潟市民芸術文化会館・りゅーとぴあ(Noism06)

- ・ 新潟市民芸術文化会館が、ダンサー・振付家の金森穣を舞踊部門芸術監督に迎えたことにより、 劇場専属のダンスカンパニーとして 2004 年4月設立された。
- ・ 当初の活動期間は平成 2007 年 8 月までを予定していたが、新潟市が政令指定都市になったことにともない、地域活性化や話題づくりのため、活動期間を 2010 年 8 月まで延長。更に、活動が話題を呼び、活動期間は再び 2013 年 8 月まで延長された。
- ・ 金森穣という旬のアーティストを登用したことから、海外からのオファーも多く、日本の公共劇場の 専属上演団体としては非常に稀だが、海外ツアーも積極的に行っている。(東京公演では、チケットが入手困難な状況である。)

【レベルアップを支えるシステムの事例】

例1) 長久手町文化の家

- ・ 様々なジャンルで、地元を拠点に活動するアーティストを年間6名「創造スタッフ」として配置。(嘱託職員同等)
- ・ 創造スタッフ自ら、様々な講座の企画を行い、自らも講師を務める。
- ・ ホールのほか、様々な工房を有する施設であり、アーティストの活動ジャンルも幅広い。但し、創造スタッフは年間6名に限られているため、指導できないジャンルもある。

7.管理運営計画

(1)組織計画

適切な運営主体の選定

- ・提言書を受け、適切な運営主体の選定にあたり、「整備方針」で説明した「PFI事業」の他に、 現在考えられる可能性として、「直営」「指定管理者」「指定管理者+事業主体」の3通りの運 営手法があります。
- ・提言を頂いている事業方針は、市民の皆さんのために、必ず実現する必要のあるものです。そのためには、安定した事業費の確保が必要になります。また、事業の提案・決定等に関しても、大和市の文化芸術政策としての視点が反映されていることや、市民ニーズが把握できているかをチェックできる体制が重要となります。
- ・事業を指定管理者に完全に任せるのではなく、出来る限り、信頼性の高い外部団体(既存の財団など)を事業の受け皿として想定し、行政・専門家・市民の意見を反映させながら、事業を決定・実施できる体制を整える必要があります。

【運営主体のメリット・デメリットの比較】

	ョエ体のスクラー・テスクラー 直営		指定管理者 + 事業主体	
運営体制	大和市施設管理 事業実施	大 和 市	大和市 女委任 女委託 指定管理者 事業主体 施設管理 事業実施	
メリット	・市の意向を直接管理運営に 反映させることが出来る。 ・	・ 会計等の自由度が高く、年度をまたいだ事業の企画等が容易。 ・ 雇用等についても自由度が高い。	・施設管理や貸し出しの受付 等のみを指定の事業部ので、 主体を別に置してののでで、 主体を別に置してののので、 とでで、 とび、 長期のことがのことがのととがのことがでまる。 を継続することが可能になる。	
삵	・単年度会計であり、会計等に関する自由度が低い。 ・職員に異動があり、また、専門職の雇用がしにくい。 ・市の方針の転換等の影響を受けやすい。(予算削減、運営方針転換等)	・市の意向を直接管理運営に 反映させることが困難。・人事等に関する発言権がな いため、必ずしも、望まれる 人材が配置されるとは限ら ない。	・ 指定管理者と事業主体との 調整役が必要となる。 ・ 事業主体の受け皿を直営に するか、既存財団にするか、 検討が必要となる。	

専門人材の配置

- ・求める専門人材が必ず施設に配置されるよう、PFIの場合には要求水準書等に、指定管理者 の場合には業務水準に、それぞれ明確に示す必要があります。
- ・上記「運営主体のメリット・デメリットの比較」等を参考に、運営主体の性格を把握しながら、 適切な運営組織を構築できるよう、今後検討を行います。
- ・芸術監督や館長等の配置についても、名誉職ではなく、館全体の方向性を位置づける決定権を 持つことを前提に、検討を行います。

【「大和市に望まれる芸術文化ホールについて ~ 提言」 より】

5.管理運営計画の基本方針

(1)組織計画

適切な運営主体の選定

運営主体としては、市の直営や指定管理者などが考えられますが、運営主体を決定する際には、運営主体がもたらす効果を充分に比較検討するなど、総合的に判断していくことが必要です。

また、公立ホール運営においては、専門的な見地や長期的な視点をもって、事業計画や改修・修繕計画を立てることが不可欠です。指定管理者を選択した場合は、指定期間の設定について配慮するとともに、施設の維持管理と事業の実施を分けて、指定管理者と行政の役割を分担する方法など、様々な可能性も含めて検討することが必要と考えます。

専門人材の配置

芸術文化ホールを最適な状態で運営するためには、各分野に専門人材を配置し、それぞれが連携を図りながら、権限と責任をもって取り組むことのできる運営体制を整えることが必要です。 そして、行政は信頼できる専門家に運営を委ね、その考え方を尊重することが望まれます。

また、芸術文化ホールのスタッフはコミュニケーション能力に長け、芸術文化に精通する人材であることが必要です。

ホールの運営責任者は、市民、行政、外部団体との折衝能力や経営感覚に優れた、ホール運営の専門家であることが必要です。また、事業運営担当者は、芸術文化全般に幅広い知識と経験を持ち、鑑賞事業のみにとどまらず効果的な事業プログラムの選定を行うことのできる人材であり、舞台技術担当者は、舞台特殊設備の管理だけではなく、専門的な人材を育成する役割を担うことが望まれ、そのためには、指導力に優れ、創造性を持って業務に取り組むことのできる人材であることが重要です。

さらに、ファンドレイズ(注5)の業務にあたる担当者や教育普及、人材育成に情熱をもって取り組むことのできる担当者も、芸術文化ホールのミッションを達成するうえで、欠くことのできない人材であると考えます。

(注5)公的補助金、助成金の獲得や寄付の獲得

市民参画システムの構築

芸術文化ホールの管理運営は、行政と専門家、そして、市民の三者で支えていくことが理想です。そのため、芸術文化ホールの運営などに携わりたい市民を受け止める仕組みが必要であると考えます。

また、長期的な視点に基づき、専門知識を身につけたいと考える市民を育てる場と機会を担保し、そのための資金を確保することが望まれます。

(2)広報宣伝計画

芸術文化ホールのミッションや取り組みの周知

芸術文化ホールをすべての市民に知ってもらい、その存在意義や事業の効果を理解して もらえるよう、常に情報を発信し、理解を求めていくことが必要です。

イベント情報による集客とコミュニティの活性化

事業への関心を喚起し、市民の参加意欲を高めるために、事業ごとに最も効果的な手法 を用いた広報宣伝を行うことが必要です。

その際には、最新の情報ツールだけに頼らず、人から人への情報伝達などにも配慮し、 事業活動そのものがコミュニケーションの材料となって、コミュニティの活性化につなが る仕組みづくりを行うことが必要です。

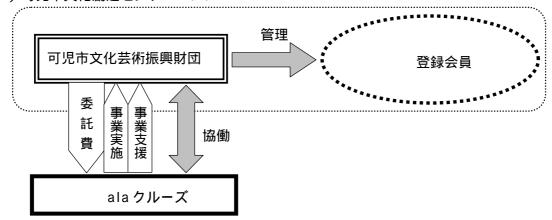
【運営主体のメリット・デメリットの比較】

ホール名 (自治体名)	運営主体	役職名	氏名·経歴
南相馬市民文化会館 (福島県南相馬市)	(財) 南相馬市文化振興事業団	館長 (非常勤)	超野泉一 1936年東京生まれ。60年東京芸術大学首席卒業。64年よりヘルシンキ在住、68年、オリヴィエ・メシアン現代音楽コンクール第2位。同年より、フィンランド国立音楽院シベリウス・アカデミーの教授を務める。81年以降は、フィンランド政府の終身芸術家給与を得て演奏活動に専念。02年、脳溢血(脳出血)により右半身不随となるが、04年、左手の演奏で復帰。現在、南相馬市民文化会館(福島県)館長、日本シベリウス協会会長、オウルンサロ音楽祭音楽監督(フィンランド)を務める。
水戸芸術館 (茨城県水戸市)	(財)水戸市芸術振興財団	館長	吉田秀和 1913年(大正2年)東京生まれ。1936年東京大学文学部仏文科卒業、1946年「音楽芸術」 誌(音楽之友社)に「モーツァルトを連載、評論活動を開始する。1953年、処女作「主題と変 奏」(創元社)を発表、日本に文学の一ジャンルとしての音楽評論を確立した。1988年水戸 芸術館館長に就任、1990年吉田秀和賞が設けられた。 主な受賞は、大仏次郎賞(1975年)、紫綬褒章(1982年)、NHK放送文化賞(1988年)、勲 三等瑞宝章(1988年)、朝日賞(1990年)、神奈川文化賞(1990年)、読売文学賞(1993 年)、文化功労者(1996年)、文化勲章(2006年)
小美玉町四季文化館 (茨城県小美玉市)	直営	芸術監督	能祖将夫 1958年、愛媛県生まれ、慶応義塾大学文学部卒。劇団四季の営業部と映画放送部を経て、85年4月より01年9月まで、東京・渋谷にある「こどもの城」劇場本部勤務。青山劇場と青山円形劇場で数多くの演劇作品、音楽作品のプロデュースを手がける、演劇作品の代表作に、「青山演劇フエスティバル」、「ア・ラ・カルト・役者と音楽家のいるレストラン・」、「イーハトーボの音楽劇 銀河鉄道の夜、「室温・夜の音楽・」、音楽作品に「マタニティンサー」、「音楽の玉手箱、など、現在は、「北九州芸術劇場」プロデューサー、及び「四季文化館」(茨城県美野里町)芸術監督、さらに桜美林大学文学部総合文化学科非常勤講師など若い人のための教育活動や、全国の公共ホール活性化のためのコーディネーターやアドバイザーを務める。
	削場 (財)埼玉県芸術文化振興財団	(前)館長兼 財団理事長兼 財団芸術総監督	諸井誠 作曲家、1930年東京生まれ。1952年東京音楽学校本科作曲科卒業。広島エリザベート音 楽大学、東京芸術大学、お茶の水女子大学、大阪教育大学、桐朋音楽大学等の非常勤講 師を経て、大阪芸術大学教授、尚美学園短期大学教授等を歴任。1980年には新聞、雑誌 等で評論及び批評活動を展開、1990年代に入って学校教育の場から退くとともに評論界か 5も退く。1995年度春の叙勲で紫綬褒章受賞。
彩の国さいたま芸術劇場 (埼玉県)		(現)財団芸術監督	機川幸雄
兵庫県立芸術文化センター (兵庫県)	(財)兵庫県芸術文化協会	館長 (非常勤)	は 佐渡裕 京都生まれ、神戸市在住。京都市立芸術大学を卒業後、タングルウッド音楽祭をきっかけに レナード・パーンスタイン、小澤征爾に師事、1989年、若手指揮者の登竜門・ブザンソン国 際指揮者コンクール・で優勝、現在、フランスのコンセール・ラムルー管弦楽団首席指揮者を 務めるかたわら、パリ管弦楽団、パイエルン放送交響楽団などの世界各地の一流オーケス トラに数々の客演を重ねる。
都城市総合文化センター (宮崎県都城市)	(財)都城市文化振興財団	館長 (非常勤)	服部克久 作曲・編曲家、1936年東京生まれ。パリ・コンセルヴァトワールを修了し、帰国後は作曲活動を中心に様々なジャンルの音楽監督やプロデューサーとして活動。フジテレビ「ミュージックフェア、NHK-FM「ボッブスグラフティ」、TBS「新世界紀行」などで活躍、現在は、東京ボップスオーケストラ音楽監督、日本作編曲家協会会長、日本作曲家協会理事、東京音楽大学客員教授など多くの要職にある。
東京文化会館 (東京都)	(財)東京都歴史文化財団	(前)館長 (非常勤)	三善晃 作曲家、東京文化会館館長。1933年(昭和8)東京生まれ。36年自由学園生活団にて音楽 を始める。51年東京大学仏文科入学。55~58年フランス政府給費学生としてパリ高等音楽 院に留学。60年東京大学卒業。53年第22回音楽コンケール作曲室内楽曲部門第1位入員 後、芸術祭賞、フランス政府学術文化勲章、日本芸術院賞などを受け、74~95年桐朋学園 大学長を務めた。
		(現)館長 (非常勤)	大賀典雄 1930年静岡生まれ。ソニー相談役、東京フィルハーモニー交響楽団会長兼理事長、指揮者、演奏者としても活動。ソニーの退職金で長野県軽井沢町にホール建設費用を寄付。
東京芸術劇場 (東京都)	(財)東京都歴史文化財団	館長 (非常勤)	 小田島雄志 1930年旧満州生まれ。東京大学文学部英文科卒業。同大学院修士課程修了。東京大学 名誉教授。文京女子短期大学教授。東京芸術劇場館長。「シェイクスピア全集」の翻訳により お術選奨文部大臣賞受賞。演劇の翻訳と評論により紫綬褒章受章。これまでに上演また は出版された戯曲はシェイクスピア全37作品を含め計128編。
文京シビックホール (東京都文京区)	(財)文京アカデミー	名誉館長	黒柳徹子 1933年東京生まれ。1984年2月にユニセフ事務局長から指名された世界で四人目の親善大使 1987年第1回ユニセフ子ども生存賞、2000年10月第1回子どものためのリーダーシップ賞、 2006年第54回菊池寛賞を受賞。 社会福祉法人「トット基金」理事長、社会福祉法人「あゆみの箱, 理事、日本ベンクラブ会員、世界自然保護基金日本理事、5ひろ美術館館長、東京フィルハーモニー交響楽団副理事長、日本チャップリン協会名誉会長、日本/じン学保護協会名誉会長。
吉祥寺シアター (東京都武蔵野市)	(財)武蔵野文化事業団	支配人	 質鳥裕二 劇団「夢の遊民社」、劇団四季、SKD歌劇団、オンシアター自由劇場で制作を担当。公募により支配人に選ばれる。
	I.		

		(現)芸術監督	野村萬斎 1966年野村万作の長男として生まれる。祖父・故六世野村万蔵および父に師事。1970年 「朝猿」で初舞台。 1989年東京芸術大学音楽学部邦楽科卒業。1994年、曾祖父・五世野村万造の隠居名。萬 斎 *を襲名、文化庁芸術家在外研修制度により渡英。1999年「藪の中」の演出で芸術祭 演劇部門新人賞受賞、「子午線の祀り」の演技で読売演劇大賞優秀男優賞受賞。2002 年、映画「際陽師」の演技でブルーリボン賞主演男優賞、日本アカデミー賞優秀主演男優賞 を受賞。同年8月より世田谷パブリックシアター芸術監督に就任。現在、能楽協会会員、「狂言ござる乃座」主宰者、東京藝術大学非常勤講師、中央教育審 議会初等中等教育分科会臨時委員。
世田谷パブリックシアター (東京都世田谷区)	(財)せたがや文化財団	NHK タジオ 化・教 番組 このほ 中央会 大賞、	永井多恵子 NHKで経済番組のキャスター・演劇の解説等を担当、浦和放送局長時代には放送局のスタジオを地域文化活動に開放、放送分野のパイオニアとして知られる。93年解説主幹(文化・教育・女性問題)等を経て、97年世田谷文化生活情報センター(劇場+工房)館長。主な番組「芸術の園をどう耕すのか」「創造のジレンマ・新国立劇場」他、この間、横浜アートウェーヴ、東京演劇フェア・埼玉芸術劇場の企画委員をつとめる。現在、中央教育審議会、政策評価委員会、文化審議会、名委員、文化経済学会理事、読売演劇大賞、文化庁芸術選賞審査員。 2002年フランス芸術文化勲章オフィシエ叙勲
		(前)芸術監督	佐藤信 1943年、東京都生まれ、1960年代後半からの日本の小劇場演劇運動の中心的なリーダーとして、「68/71黒色テント(現黒テント)」とともに、全国移動公演を中心とした活発な活動を続ける。20年間にわたる東南アジア各国の現代演劇との交流とともに、近年はヨーロッパでの作品上演、および共同作業にも積極的に取り組んでいる。現代演劇の他、コンテンボラリーダンス、糸あやつり人形芝居、オペラ、能、日本舞踊など、多様な分野にわたる劇場作品の演出にたずさわり、その独創性と安定した完成度は高い評価を得ている。現在、東京学芸大学教授。劇団黒テント演出部所属。

【市民参加組織の事例】

例1)可児市文化創造センター ala



登録会員

会員数	約 5,000 名
年会費	無料
特典	公演情報誌・公演案内等の送付。指定する公演チケットの先行購入。

ala クルーズ

会員数	約 100 名		
年会費	2,000 円 (18 歳以下 1,000 円、 賛助会員 10,000 円)		
設立年	平成 13 年		
組織	会長1名、監事2名、副会長1名、書記1名、会計1名、理事5名 + 創造企画グループ、支援グループ、広報グループ (役員はこれらのグループより均等に選出)		
	創造企画グループ	ala クルーズとしての事業企画	
主な活動	支援グループ	自主事業のレセプショニスト (業務に対しては地域通貨が支払われる)	
	広報グループ ala クルーズの機関紙発行、活動の記録		
設立経緯	施設建設・運営の検討に関わってきた市民が平成 12 年に「可児市文化創造センター市民の 会準備会」を設置。翌年会則等を作成して設立に至る。現在、NPO 法人化へ向けて活動中。		
業務委託費	180 万円 (他にレセプショニストの制服、クルーズのポロシャツ貸与)		

財団法人 協働 黒部市国際文化センター 事業支援 事業実施 運営委員会

コラーレ倶楽部

会員数	約 700 名
年会費	3,000 円
特典	チケット優先予約、自主事業公演チケット優待・割引(10%、1 公演につき 2 枚まで)、誕生日プレゼント、施設の情報誌や倶楽部の情報誌の送付、付設レストランの割引、アクティブグループ参加・支援、運営企画参加

アクティブグループ

主な活動	会場案内、裏方、通信などから映画自主上映、サークルグループなどまで、現在 10 グルーが活動中。参加希望者はそれらのグループに入るか、新しくグループを作成することがで	
	ర ం	

運営委員会

委員数	15 名	
構成	文化振興・国際交流に密接な関係を有する者	
位置づけ	財団法人黒部市国際文化センターが設置(理事長が委嘱)	
活動	企画運営に関する審議、国際交流・芸術文化の振興に関することの審議、等	

【参考】黒部市国際文化センター・コラーレ HP より

コラーレ運営方針

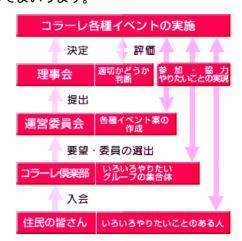
コラーレは平成7年11月3日、「地方からの芸術と文化の発信基地」として産声を上げました。以来、年間延べ20万人のお客様をお迎えしています。2つのホールをはじめ、館内には常に人々の笑顔があふれています。こういった光景は、文化施設としては全国的に見ても極めて希であり、コラーレは地域

住民の憩いの場として愛され続けています。

これは、建設前からオープン後の現在に至るまで一貫して実施してきた、市民参画による「市民自らの意志(企画)と手(ボランティアによる運営参加)による運営」の成果 であり、今後もこの姿勢を崩さず引き続き多くの市民の参画を得ながら事業を実施してまいります。

基本方針 = (市民参画による運営)

- 1. 運営委員会を中心とした企画運営
- 2.コラーレ倶楽部会員の拡充
- 3. コラーレ リトル・カルチャークラブの育成
 - ・キーボードオーケストラ(3グループ)
 - ・ココロ合唱隊
 - ・ドラマキッズ
- 4.コラーレ倶楽部アクティブグループのさらなる育成
- 5. 実行委員会方式によるイベント実施



(2)管理運営規則

- ・前述の通り、本施設においては全ての市民に、平等に接していくことが求められます。
- ・登録団体等の制度は出来る限りなくし、受益者負担の原則に基づきながら、全ての市民・利用 者に平等に施設を利用していただくことが大切であると考えます。
- ・大和市の文化振興の視点から重要な活動については、可能な限り自主事業・共催事業と位置づけ、市民や事業主体・ホール運営主体が一丸となって取り組むことが望まれます。

【「大和市に望まれる芸術文化ホールについて ~ 提言」 より】

(3)管理運営規則

原則を守りながら、柔軟に対応可能な規則の制定

過度な規則に縛られ、利用者の自由な活動が妨げられている公立ホールが多くみられます。 原則を守りつつ、全ての利用者の視点から、施設を最大限活用できる管理運営規則を制定し、 かつ、柔軟な運用を行うことのできる余地を残した内容とすることが必要と考えます。

公平性、平等性の再認識

特定の登録団体等に対する優先使用や減免制度など、従来の慣行を見直し、市民が納得できる規則づくりを行うことが必要です。

(3) 収支計画

提言書での指摘どおり、公立文化施設は黒字で運営することが非常に難しい施設です。しかしながら、その状況下においても、常に収支バランスを意識しながら運営に当たることが不可欠です。運営財源を継続的に確保しながら、毎年収支バランスを見直し、評価を行い、翌年以降の運営に反映させていくシステムを構築する必要があります。

【「大和市に望まれる芸術文化ホールについて ~ 提言」 より】

(4)収支計画

収益力の増強と収支バランスの改善

公立ホールは、公益に資する事業を実施する役割を担っており、劇場単体のチケット売上や利用料金といった事業収入のみで黒字化させることが難しい施設です。

しかしながら、公立ホールは経営の視点が必要ないということではなく、ミッションの追求を大前提としたうえで、運営主体自らが積極的な経営努力を行うことが必要です。

そのためには、短絡的なコスト削減ではなく、多様な財源の確保と収支バランスの改善を図ることが重要であり、施設利用に関連したサービスを向上させ、収益の増加につなげる取り組みや助成金、寄付金収入を拡大するための方法を検討していく必要があると考えます。

8. 実現のためのプロセス(スケジュール案)

21 年度	22 年度	23 年度	24 年度以降
建設可能性に関する調査研究 一	基本構想案検討 一	基本構想案策定一	基本計画策定
提言内容の調査研究	提言内容の調査研究	各種団体への意見聴取	建設地の選定
総合計画·文化芸術振	建設候補地の課題整	市民意見交換会等の実	資金計画の検討
興条例との整合	理	施	設計者選定準備
建設候補地の課題整理	文化芸術振興計画との		設計者選定
	整合		基本設計
			管理運営基本計画
			その他施行関連

- ・平成20年秋にアメリカの金融不況に端を発した世界的に不安定な経済情勢の中にあって、市は 当面厳しい行政運営を行わなければならない状況です。
- ・平成21年度は文化芸術振興条例を定める準備を進め、その後基本計画を策定する予定のため、 まずは文化芸術の振興について整理を行い、芸術文化ホールについての位置づけを検討していく ことになります。
- ・このことは、基本構想検討委員会でも、市は単にホール建設のみでなく、市全体の文化施策について進めていく必要があるとの意見が出されています。
- ・また、各建設候補地についての様々な課題が想定されているため、一つ一つ慎重に検討を進めて いくことが必要となります。

9. 市民参加の必要性

(1)市民参加の取り組み

- ・近年では、公共政策の実現に当たっては市民の意向を聴取し、計画に反映させることが必須となっています。
- ・特に、公立文化施設の場合には法的には「公の施設」という規定のみで、博物館や美術館のように個別法がないために、設置条例による規定のみとなるので、管理運営方式の自由度が高くなります。それだけに、利用者である市民の意向を反映できる余地が残されているので、多くの市民が様々なかたちで計画段階及び開館後の管理運営に関わる方策を講じることが望まれています。
- ・全国的にみても、公立文化施設への市民参加は活発に行われており、「友の会」といったチケット販売のための組織だけでなく、「ホールサポーター」のような事業を支援する活動を行う市民組織や「文化倶楽部」といった市民自らがホールを拠点として活動を展開するものまで、様々な市民参加が行われています。また、組織的にも施設側が設置する組織だけではなく、独立した団体とする場合もあり、さらにはNPO法人を設立し、継続的、発展的に活動を行う団体も出てきました。
- ・これからの公立文化施設では、市民参加は当然行うべき方式ですが、行政や施設の運営を行う指 定管理者などとの役割分担や責任の所在など、明確な市民参加システムを構築し、それぞれのセ クターが持っている力を最大限に発揮することができ、かつ市民の合意が得られるシステム作り が求められます。

(2)行政との役割分担

- ・各自治体では、官民協働による施策の実施が進められており、行政と市民がそれぞれの担うべき 役割を分担して、効率的で効果的な事業を実施しています。
- ・また、市民が、NPO 法人などの法人格を持つ組織を設立し、継続的、安定的に事業に取り組み、役割分担だけでなく、責任も担う場合も増加しています。
- ・これからの市民参加は、行政の管理下にある活動ではなく、行政とのパートナーシップを担える 自立した組織となることが望まれます。
- ・ただし、どんな場合であっても、特定の個人や団体のみが優遇されるようなシステムではなく、 全ての市民に開かれていなければならないことは言うまでもありません。

(3)計画段階からの市民参加

- ・施設建設計画や管理運営計画の基本となる基本構想及び基本計画の策定に対しても、市民が積極的に参加し、提言を行うことが望まれます。そのためには、様々な方法を使って、市民からの要望や意見を収集する方策を講じることが望まれます。
- ・市民要望の収集にあたっては、以下の方法が考えられます。

市民アンケート

関係団体、関係者等へのヒアリング

各種委員会への参加

市民説明会の実施

計画案に対するパブリックコメントの募集

- ・計画段階において未決定の情報を広く市民に公表することについては、注意が必要となりますが、 情報を完全にオープンにすることによって公平性を保つことができます。また、反対意見や少数 意見についても、無視することなく、丁寧に説明していくことが求められます。
- ・行政が主催する委員会への参加などでは、委員の任命に配慮が必要となります。既に芸術文化活動を展開している人だけではなく、公募を行うなど新たな人材の発掘に努めることが重要です。

(4)継続的な市民参加

- ・幅広い市民参加の方法を担保するとともに、市民参加が施設計画や管理運営の一翼を担うのであれば、継続性を持つ組織作りが必要です。
- ・新たな組織を立ち上げる場合には、行政や地元の各種団体からの支援が望まれます。そのためには公益的な団体であることが必要となります。長期的なビジョンを持ち、施設の計画に合わせた市民参加組織の立上げの準備を行っていかなければなりません。
- ・こうした市民参加組織の立上げ作業が、施設建設の広報・宣伝活動にもつながり、市民の合意形成にも寄与することが望まれます。

(5)開かれた市民参加

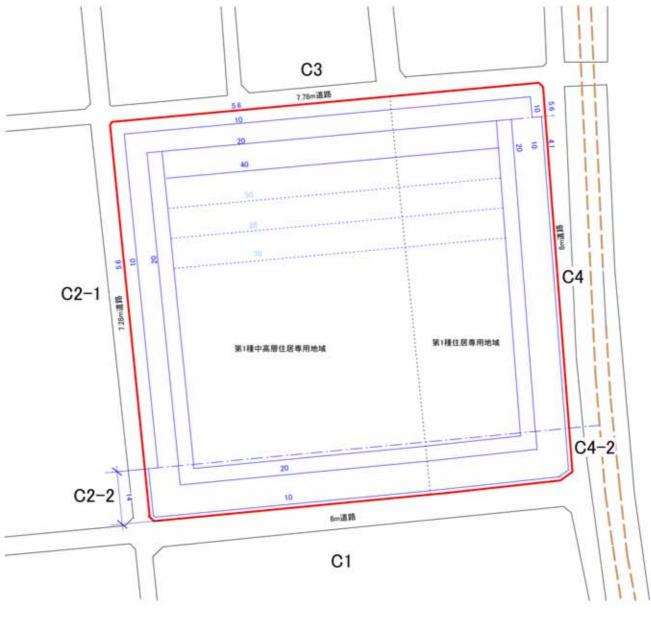
- ・市民参加にあたっては、特定の個人やグループだけの閉じられたものにならない配慮が必要です。 常に参加を希望する市民に開かれたシステムとし、公平性、平等性を担保できるようにしなけれ ばなりません。
- ・定期的なモニタリングなど、文化行政、施設の管理運営についての評価と同様に、市民参加活動 についても評価を行うことが必要です。
- ・市民参加の方法も多様性を持たせることが求められます。チケットを購入してコンサートを鑑賞するのも、ひとつの市民参加のかたちです。運営にまで深く関わる市民からふらっと来館する市民まで、すべての市民にとって「マイホール」と感じてもらえることが市民参加の理想形であると考えます。

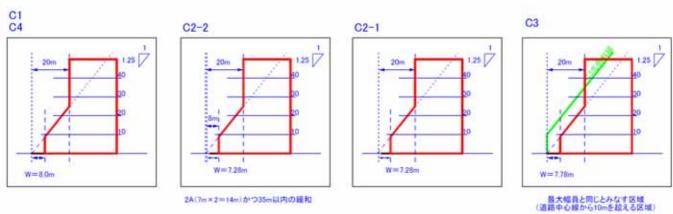
10. 資料編

(1) 建設候補地の詳細 緑野住宅跡地

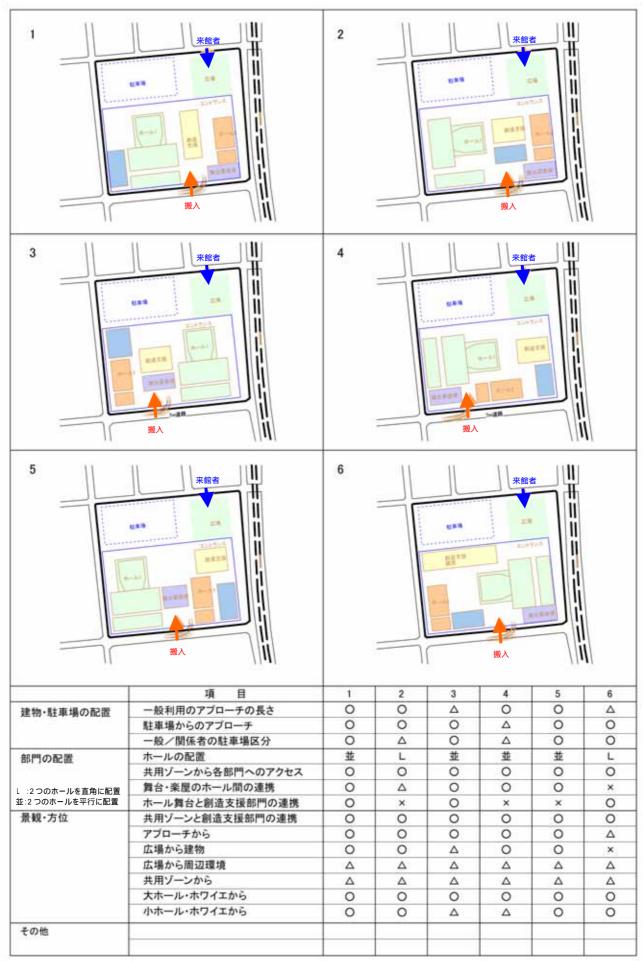


緑野住宅跡地		
対象面積	12,249.00 m²(土地:11,715.15 m²、道路:533.85 m²)	
土地所有関係	市: 12,249.00 m²	
建物所有関係		
用途地域·防火 高さ等の制限	(1)西側:第1種中高層住居専用地域(建ペい率60%·容積率200%) ・準防火地域 ・建築基準法第56条第1項 道路斜面1.25L 隣地斜面20m+1.25L ・建築基準法第56条の2第1項【条例指定有】(一)3h,2h 測定面高4m (2)東側:第1種住居地域(建ペい率60%·容積率200%) ・準防火地域	
	·建築基準法第 56 条第 1 項 道路斜面 1.25L 隣地斜面 20m + 1.25L ·建築基準法第 56 条の 2 第 1 項 【条例指定有】(一)4h, 2.5h 測定面高 4m	



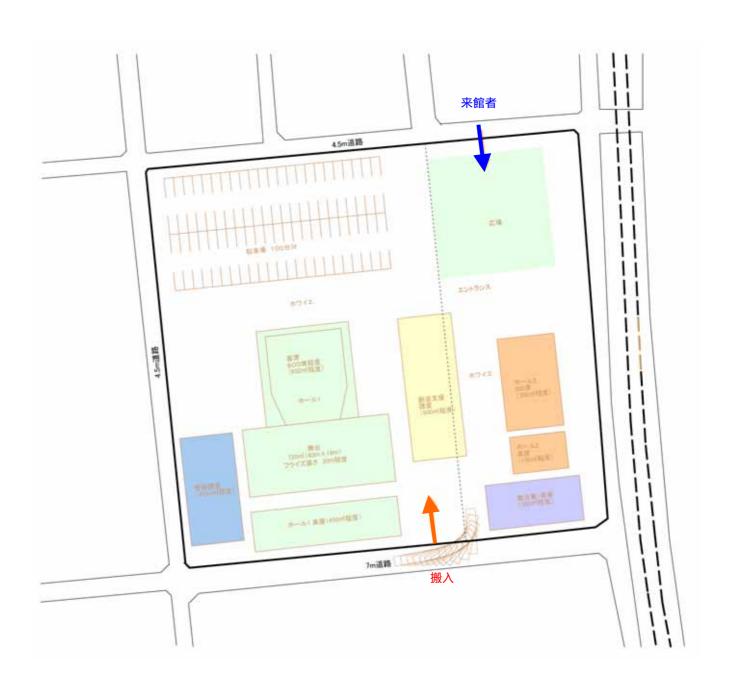


-2. ホールの配置検討



骨子案 48

-3. ブロックプランの検討



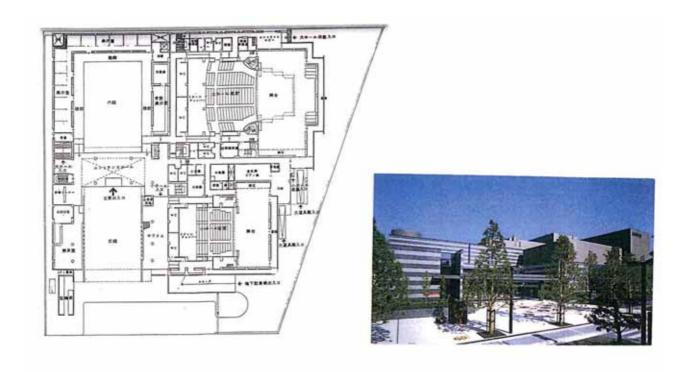
-4. 類似事例

・鎌倉芸術館

面積/敷地:11536 m²、建築:6920 m²、延床:21350 m²

階数/地上2階

施設/大ホール(1500席) 小ホール(600席)







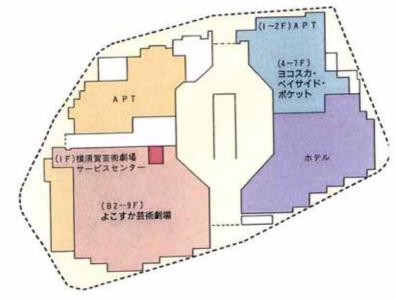
・横須賀芸術劇場

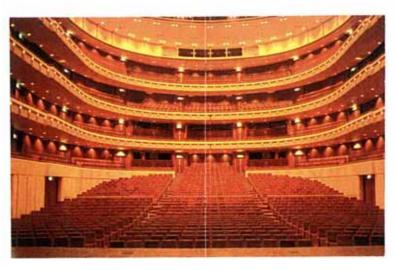
面積/敷地:10409 ㎡、建築:8740 ㎡、延床:73708 ㎡

階数/地下3階、地上20階

施設/よこすか芸術劇場(1806席) ヨコスカベイサイドポケット(574席)







・いわき芸術文化交流館アリオス

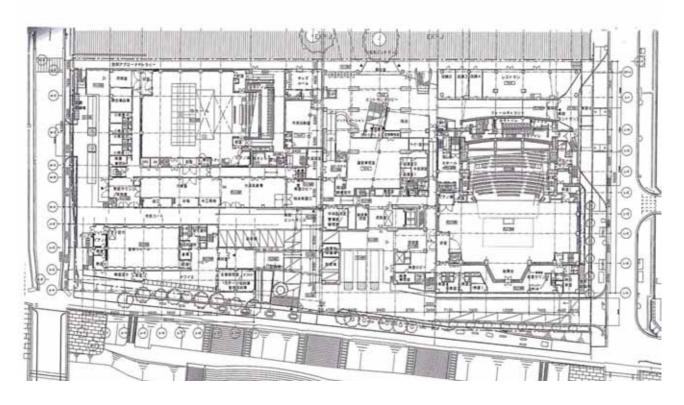
面積/敷地:11339 m²、建築:9182 m²、延床:25153 m²

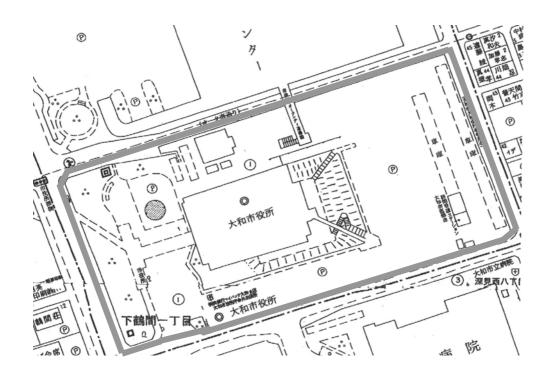
階数/地下2階、地上6階

施設/大ホール(1840席) 中劇場(700席) 小劇場(233席) 音楽小ホール(200席)



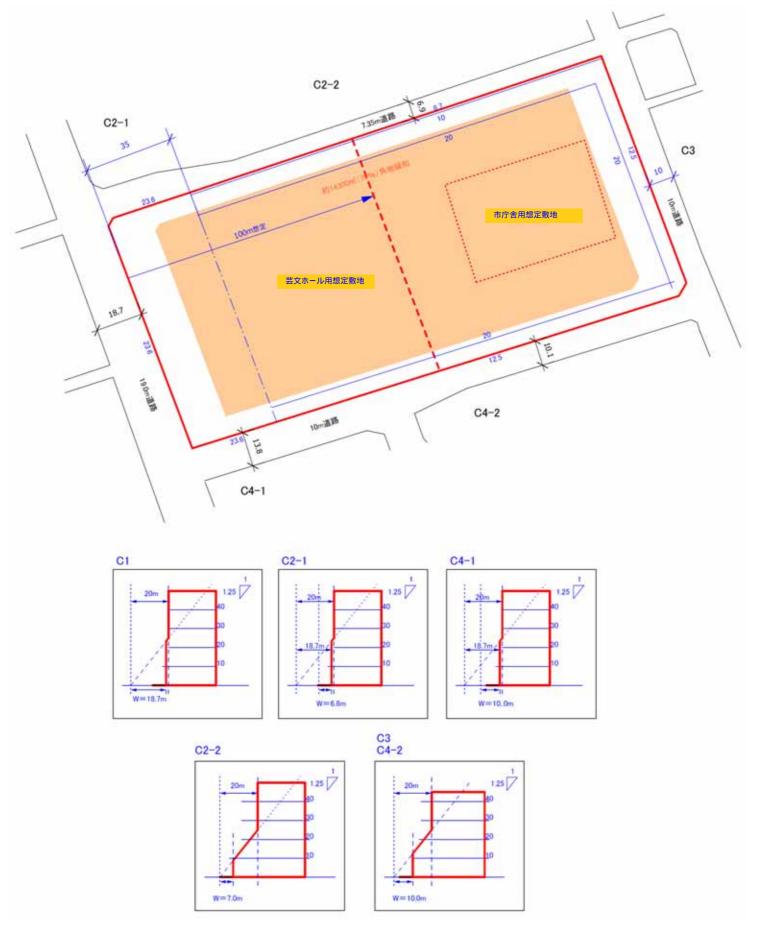






市庁舎			
対象面積	20,478.00 m ²		
土地所有関係	市:20,478.00 m²		
	本庁舎 2,310.5 m²(昭和 49 年)		
建物所有関係	車庫棟 1,137.8 m²(昭和 49 年)		
	会議室棟 210.6 m²(平成 12 年)		
	·第1種住居地域(建ペい率 60%·容積率 200%) 角地緩和(10%)		
用途地域·防火	·準防火地域		
高さ等の制限	·建築基準法第 56 条第 1 項 道路斜面 1.25L 隣地斜面 20m + 1.25L		
	·建築基準法第 56 条の 2 第 1 項 【条例指定有】(一)4h , 2.5h 測定面高 4m		

-1.敷地の分析

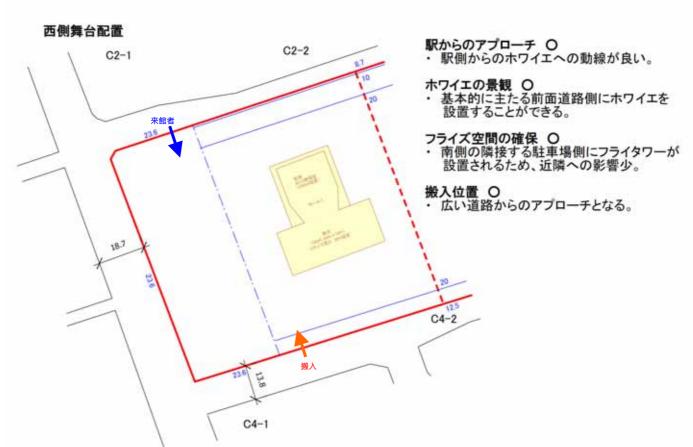


骨子案 54

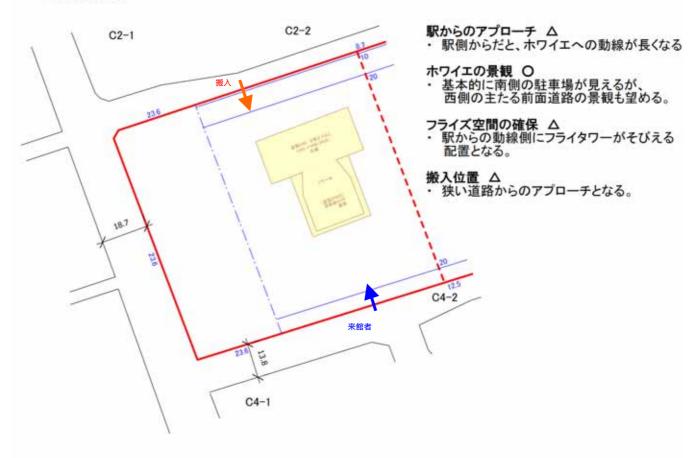
-2. ホールの配置検討

西側舞台配置

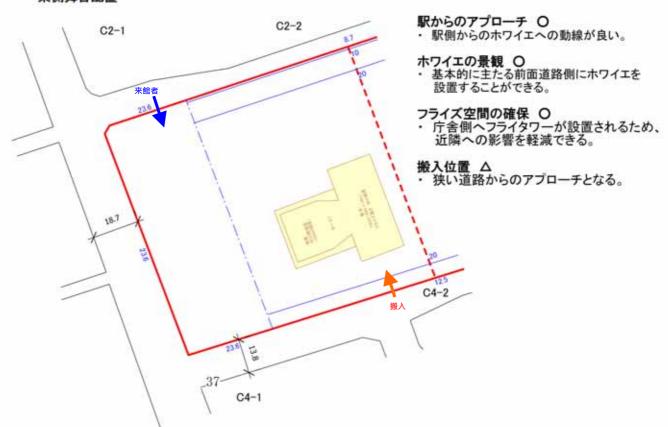




北側舞台配置

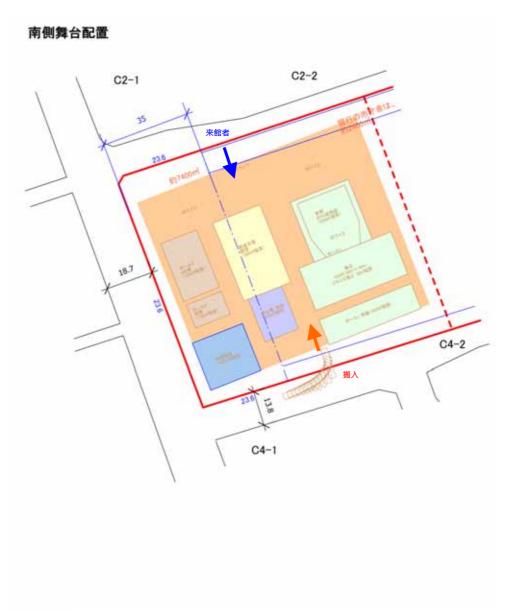


東側舞台配置



骨子案 56

-3. ブロックプランの検討



プランの特徴

- ・ 10000 m²程度の敷地が確保できるため、ほぼ平屋として各施設を 配置することが可能。
- ・ 市庁舎の計画に大き〈関連し、駐車場を計画する必要がある。

-4. 類似事例

・酒田市民会館 希望ホール

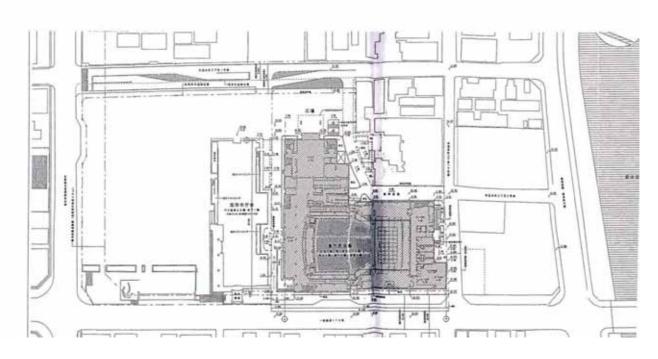
面積/敷地:5986 ㎡、建築:3797 ㎡、延床:8674 ㎡

階数/地上5階

施設/大ホール(1287席) 小ホール(150席)







・はつかいち文化ホール さくらぴあ

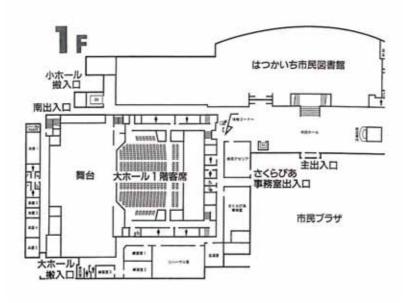
面積/敷地: 21923 ㎡、建築: 6186 ㎡、延床: 10067 ㎡

階数/地下1階、地上4階

施設/大ホール(1095席) 小ホール(296席)



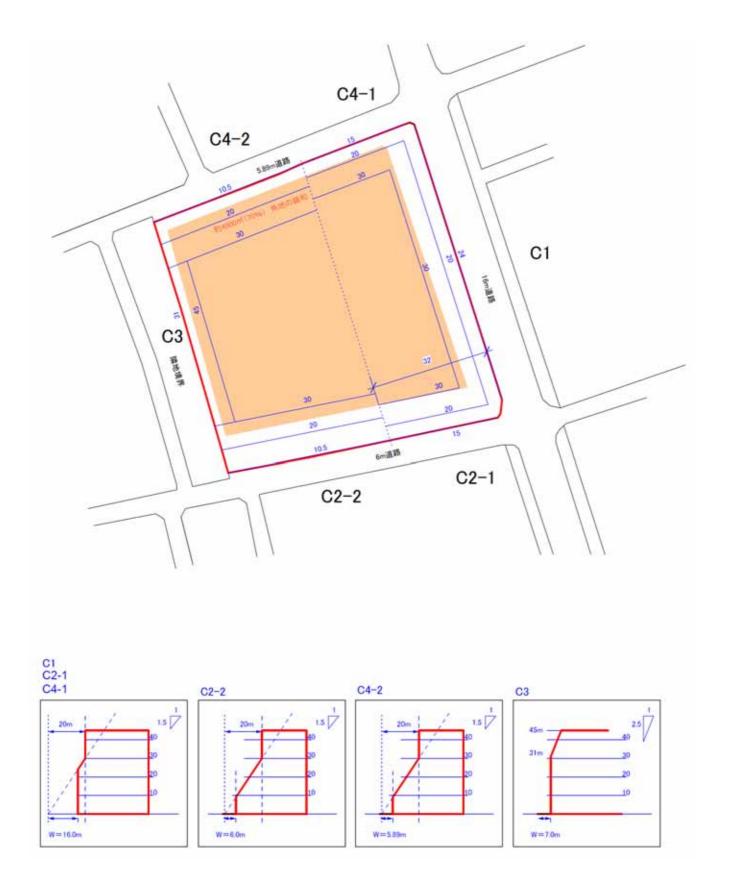




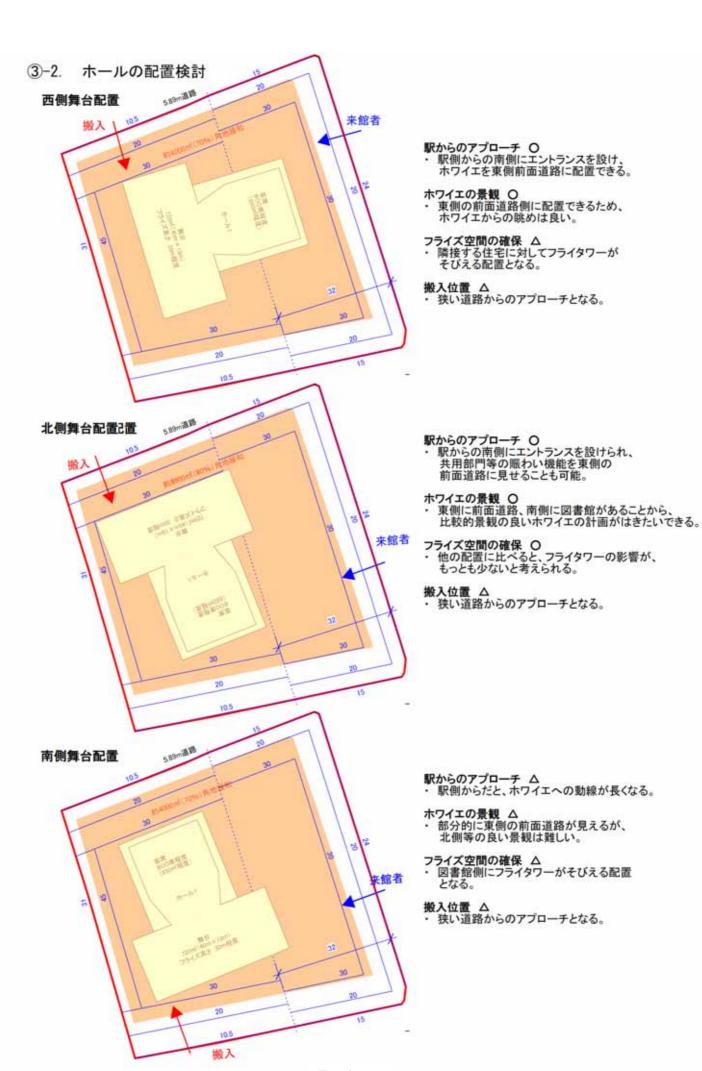


生涯学習センター			
対象面積	5,737.00 m ²		
土地所有関係	市:5,737.00 m²		
建物所有関係	生涯学習センター2,033.32 ㎡ (本館 昭和 39年、ホール 昭和 47年)		
用途地域・防火高さ等の制限	 ・準工業地域(建ぺい率 60%・容積率 200%) 角地緩和(10%) ・建築基準法第 22 条第 1 項指定あり ・建築基準法第 56 条第 1 項 道路斜面 1.5L 隣地斜面 31m + 2.5L ・建築基準法第 56 条の 2 第 1 項 【条例指定有】(一)4h, 2.5h 測定面高 4m ・航空法による高さ制限 45m 		

-1.敷地の分析

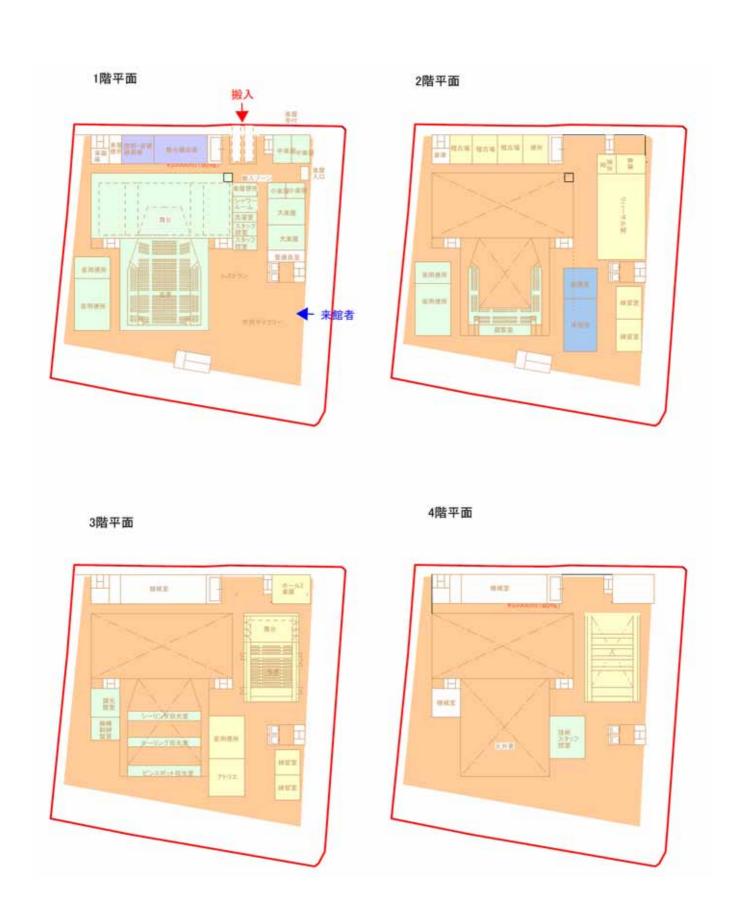


骨子案 61



骨子案 62

-3. ブロックプランの検討



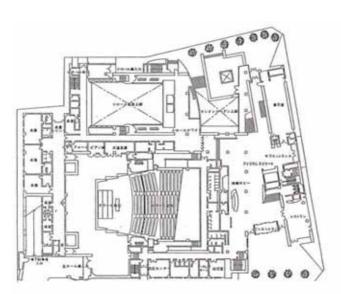
-4. 類似事例

・八王子市芸術文化ホール いちょうホール

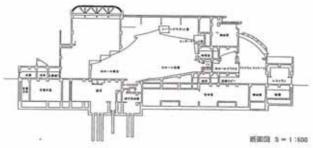
面積/敷地:6670 ㎡、建築:5027 ㎡、延床:14795 ㎡

階数/地下1階、地上4階

施設/大ホール(802席) 小ホール(324席)







・かつしかシンフォニーヒルズ

面積/敷地:5401 ㎡、建築:4047 ㎡、延床:14045 ㎡

階数/地下2階、地上6階

施設/大ホール(1840 席) 中劇場(700 席) 小劇場(233 席) 音楽小ホール(200 席)



・東大和市民会館ハミングホール

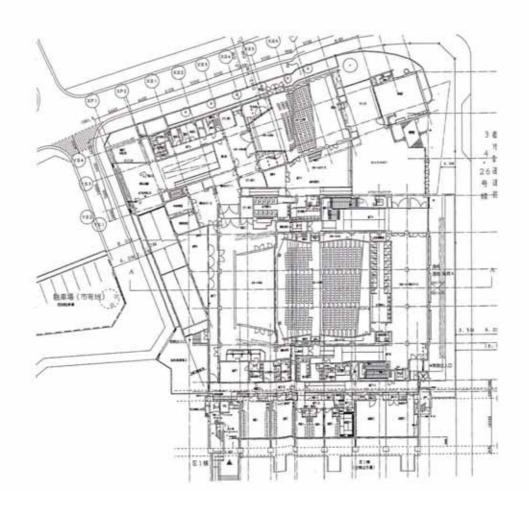
面積/敷地:5758 ㎡、建築:3872 ㎡、延床:9447 ㎡

階数/地下1階、地上3階

施設/大ホール(714席) 小ホール(300席)



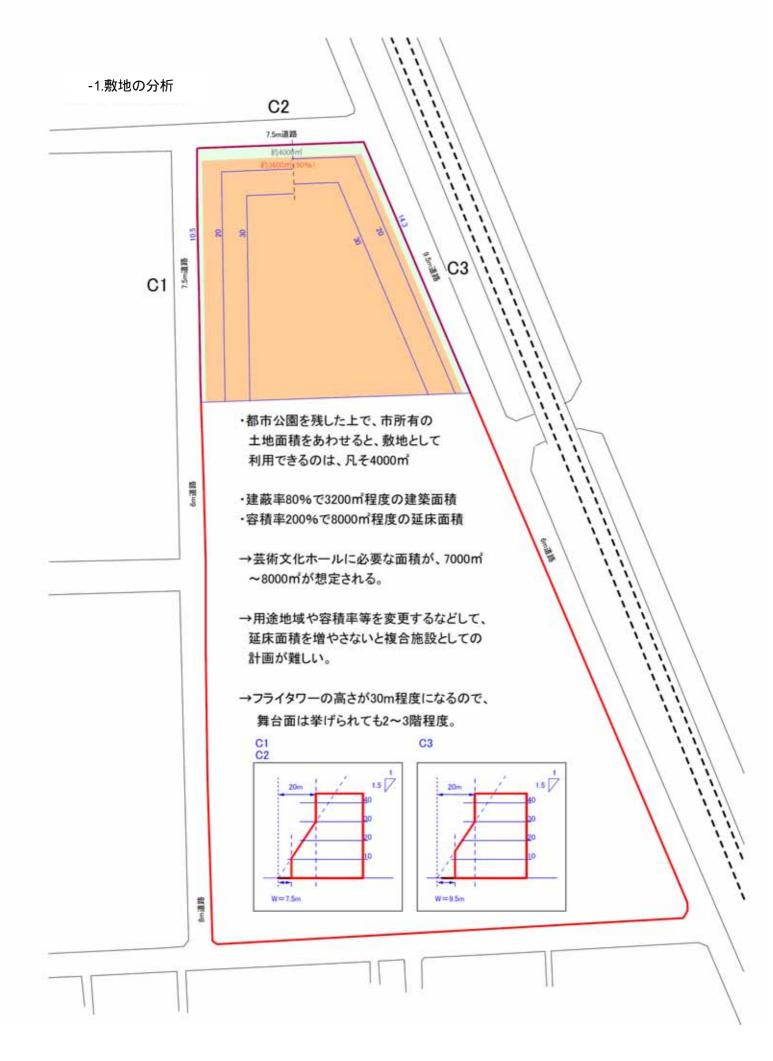




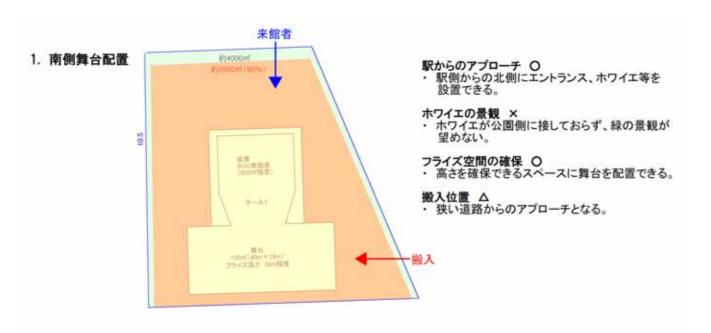
やまと公園周辺エリア

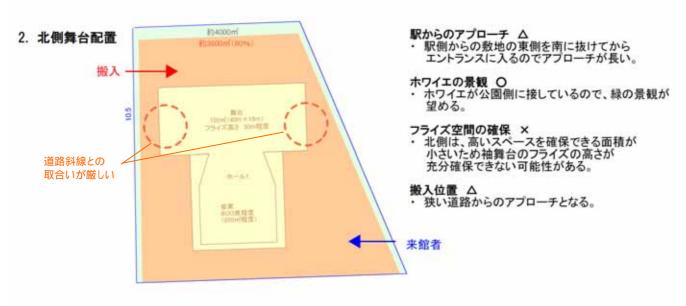


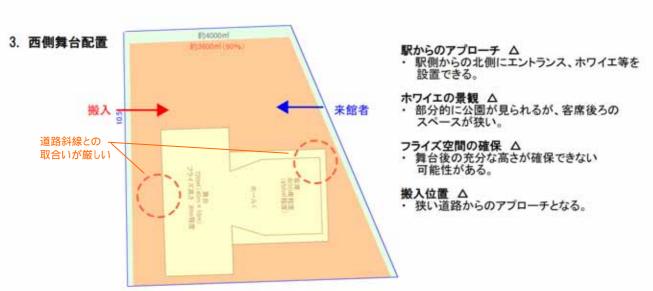
まと公園周辺エリア	T
対象面積	約 18,000 m²
土地所有関係	市: 13,867.00 m² 神奈川県: 2,391.03 m²
建物所有関係	大和商工会館(4階) 1,116.59 m²(昭和 50年)
	大和保健福祉事務所(2階) 1,427.35 m²(昭和 40年)
	中央一丁目自治会館(1階) 115.20 m ² (昭和 49年)
	青少年センター(3 階) 1,572.26 m ² (昭和 46 年)
	市民活動センター(1 階) 121.56 ㎡(平成 16 年改修)
	学校薬剤師会検査室(1階) 63.76 m ² (?年)
	合計 4,416.72 m²
用途地域·防火 高さ等の制限	・近隣商業地域(建ペル率 80%・容積率 200%)・準防火地域 角地緩和(10%)
	·建築基準法第 56 条第 1 項 道路斜面 1.5L 隣地斜面 31m + 2.5L
	·建築基準法第 56 条の 2 第 1 項 【条例指定有】(一)4h, 2.5h 測定面高 4m
	·航空法による高さ制限 45m
	·都市計画公園(近隣公園)約 1.0ha
都市公園法制限	建ぺい率 2% なおかつ、公園施設として認められた建築物が建築可能
	管理棟、便所などの限定的な施設のみ立地可能



-2. ホールの配置検討







-3. ブロックプランの検討

・800 席規模のホールを 1 つ納めることで、リハーサル室、小ホール、稽古場、高層階へのエレベータ等が平面上、納めるのが難しい。



骨子案 69

-4. 類似事例

・杉並公会堂

面積/敷地:2829 ㎡、建築:2344 ㎡、延床:9742 ㎡

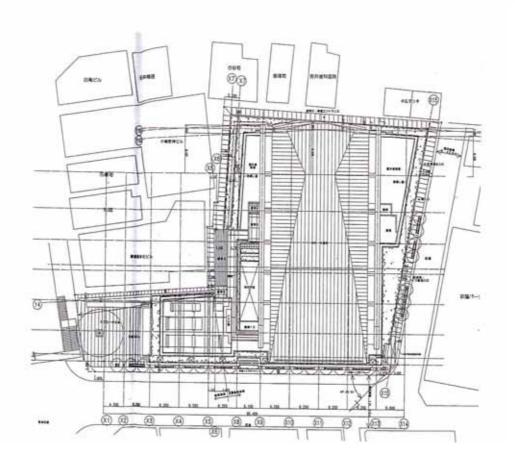
階数/地下2階、地上4階

施設/大ホール(1190席) 小ホール(194席)









・名古屋市青少年センター

面積/敷地:36599 ㎡、建築:3205 ㎡、延床:10809 ㎡

階数/地下4階、地上12階 施設/ホール(724席)





・杜のホールはしもと

面積/敷地:2015 ㎡、建築:6607 ㎡、延床:9601 ㎡

階数/地下1階、地上9階

施設/ホール(535 席) 多目的室(200 席)

・時事通信ホール

面積/敷地:3158 ㎡、建築:2027 ㎡、延床:26038 ㎡

階数/地下 2 階、地上 14 階 施設/ホール (300 席)